UBS

投資信託説明書
（請求目論見書）

2025.4.29

岡三・UBS・ファンドラップ・シリーズ

■FW・UBS・日本株式ファンド
追加型投信／国内／株式

■FW・UBS・米国株式ファンド
追加型投信／海外／株式

■FW・UBS・欧州株式ファンド
追加型投信／海外／株式

■FW・UBS・日本債券ファンド
追加型投信／国内／債券

■FW・UBS・世界債券ファンド
追加型投信／内外／債券

■FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド
追加型投信／内外／債券

■FW・UBS・オルタナティブファンド
追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

■FW・UBS・世界リートファンド
追加型投信／内外／資産複合

■FW・UBS・エマージング株式ファンド
追加型投信／海外／株式

■FW・UBS・コモディティファンド
追加型投信／内外／資産複合

■FW・UBS プレミアム・エクイティファンド
追加型投信／内外／株式

◆この目論見書により行なう「岡三・ＵＢＳ・ファンドラップ・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2024 年 8 月 27 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 9 月 12 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2024 年 8 月 27 日
発行者名	：	ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　キース・トゥルーラブ
本店の所在の場所	：	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ タワー
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第１【ファンドの状況】	4
第２【管理及び運営】	114
第３【ファンドの経理状況】	121
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	126
第三部【委託会社等の情報】	127
約款	

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

FW・UBS・日本株式ファンド
FW・UBS・米国株式ファンド
FW・UBS・欧州株式ファンド
FW・UBS・日本債券ファンド
FW・UBS・世界債券ファンド
FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド
FW・UBS・オルタナティブファンド
FW・UBS・世界リートファンド
FW・UBS・エマージング株式ファンド
FW・UBS・コモディティファンド
FW・UBS プレミアム・エクイティファンド

・以下、上記を総称して「岡三・UBS・ファンドラップ・シリーズ」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。
・各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
FW・UBS・日本株式ファンド	FW 日本株式
FW・UBS・米国株式ファンド	FW 米国株式
FW・UBS・欧州株式ファンド	FW 欧州株式
FW・UBS・日本債券ファンド	FW 日本債券
FW・UBS・世界債券ファンド	FW 世界債券
FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド	FW ハイ・イールド債券
FW・UBS・オルタナティブファンド	FW オルタナティブ
FW・UBS・世界リートファンド	FW 世界リート
FW・UBS・エマージング株式ファンド	FW エマージング株式
FW・UBS・コモディティファンド	FW コモディティ
FW・UBS プレミアム・エクイティファンド	FW UBS プレミアム・エクイティ

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

① 当初申込期間：各ファンド毎に、1,000 億円を上限とします。
② 継続申込期間：各ファンド毎に、3,000 億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

＜FW 日本株式＞
＜FW 日本債券＞
　①　当初申込期間：１口当たり１円とします。
　②　継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
＜FW 米国株式＞
＜FW 欧州株式＞
＜FW 世界債券＞
＜FW ハイ・イールド債券＞
＜FW オルタナティブ＞
＜FW 世界リート＞
＜FW エマージング株式＞
＜FW コモディティ＞
＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞
　①　当初自己設定：１口当たり１円とします。
　②　継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

①　当初申込期間：2024 年 9 月 12 日とします。
②　継続申込期間：2024 年 9 月 13 日から 2025 年 9 月 10 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
※当初申込期間中は、委託会社の関係会社の資金により設定を行うため、一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（９）【払込期日】

①　当初申込期間
・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
②　継続申込期間
・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
各ファンドの目的は、次の通りです。
※各ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的な運用を行います。

ファンド名	ファンドの目的
FW 日本株式	わが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW 米国株式	米国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW 欧州株式	欧州の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW 日本債券	わが国の円建ての公社債に実質的に投資を行い、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW 世界債券	世界各国の公社債に実質的に投資を行い、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW ハイ・イールド債券	世界各国のハイ・イールド債券（低格付債）に実質的に投資を行い、利子等収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW オルタナティブ	オルタナティブ戦略・資産に実質的に投資を行い、絶対収益(注)の獲得を目指して運用を行います。 （注）「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない（相対的でない）収益、という意味です。
FW 世界リート	世界各国のリートおよび不動産関連株式に実質的に投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW エマージング株式	新興国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
FW コモディティ	コモディティ（商品）およびコモディティに関連する証券（資源株）等に実質的に投資を行い、世界のコモディティ価格の上昇による収益の獲得を目指して運用を行います。
FW UBS プレミアム・エクイティ	株式選定に関わる UBS の運用知見を活用し、世界各国の企業の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

＜FW 日本株式＞

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	北米	
その他資産 （投資信託証券 （株式　一般））	年6回 （隔月）	欧州	
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他 （　）	中南米	
		アフリカ	
		中近東 （中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式　一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜FW 米国株式＞
1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式　一般)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜FW 欧州株式＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　　）
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
		アジア		
	年12回（毎月）	オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（株式　一般））	その他（　　）	アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式　一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜FW 日本債券＞

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年４回	北米	
その他資産 （投資信託証券 （債券　一般））	年６回 （隔月）	欧州	
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他 （　　）	中南米	
		アフリカ	
		中近東 （中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜FW 世界債券＞
1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル（含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド	あり（　　）
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券　一般））				
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<FW ハイ・イールド債券>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり（　　）
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （債券　社債 （低格付債）））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債(低格付債)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<FW オルタナティブ>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型（絶対収益追求型）
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（含む日本）			
	年2回	日本			ブル・ベア型
	年4回				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年6回（隔月）	北米	ファミリーファンド	あり（限定ヘッジ）	
		欧州			条件付運用型
	年12回（毎月）	アジア			
		オセアニア			
	日々				絶対収益追求型
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
	その他（　　）	アフリカ			
その他資産（投資信託証券（株式、債券、デリバティブ取引））		中近東（中東）			その他（　　）
		エマージング			
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（株式、債券、デリバティブ取引)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<FW 世界リート>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
		不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信、 株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信、株式　一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<FW エマージング株式>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　　）
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他（　）	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（株式　一般））		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式　一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<FW コモディティ>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （商品先物、 株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（商品先物、株式　一般)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<FW UBS プレミアム・エクイティ>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券(株式　一般)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1　「岡三・UBS・ファンドラップ・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づく資産管理口座の資金を運用するためのファンドです。

・「岡三・UBS・ファンドラップ・シリーズ」の申込みを行なう場合には、販売会社との投資一任契約の締結および資産管理口座の運営に関する手続きを行う必要があります。

2　「岡三・UBS・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドは、それぞれ投資対象が異なる投資信託証券(注)への投資を通じて実質的な運用を行ないます。

(注)以下、「指定投資信託証券」といいます。

3　指定投資信託証券の選定、組入比率の決定は、マルチ・マネジャー戦略に関する豊富な経験と実績を有するUBSアセット・マネジメント・グループが行ないます。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。

・各ファンドにおける指定投資信託証券の選定・組入比率の決定は、UBSアセット・マネジメント・グループの一員であるUBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーが共同で行います。

◎運用プロセス

各ファンドの運用にあたっては、以下の投資哲学、アプローチに基づいて、指定投資信託証券を選定し、組入比率等を決定します。

※アルファ：ファンドの収益と市場平均(ベンチマーク)収益の差を意味します。
※次の場合等においてパッシブファンドを組み入れることがあります。
・指定投資信託証券および各ファンドのリスク特性やパフォーマンスの継続性等の観点から必要と判断したとき
・当初設定時および償還準備に入ったときなど純資産規模によって適正な分散投資が困難なとき
※上記は運用指図権限の委託先であるUBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーにおける運用プロセスです。

◎ ファンドの仕組み

・各ファンドは複数の指定投資信託証券を投資対象とするファンド･オブ･ファンズ方式で運用を行います。
・指定投資信託証券の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド･オブ･ファンズ]
ファンド･オブ･ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

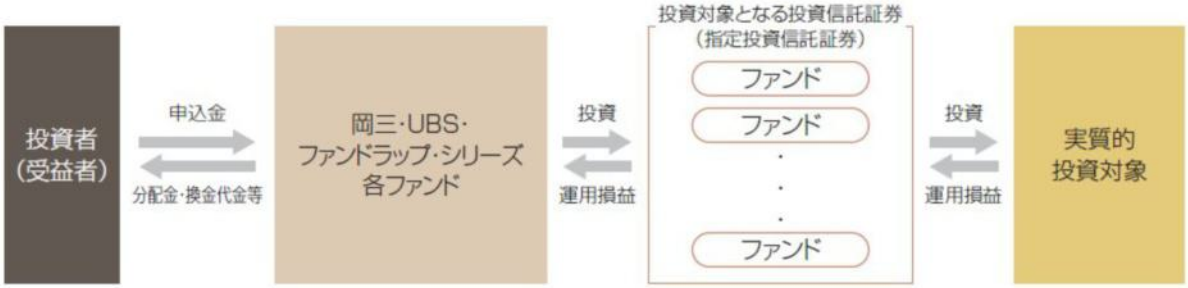

ファンド名	指定投資信託証券	実質的投資対象
FW 日本株式	わが国の株式を投資対象とする投資信託証券	わが国の株式
FW 米国株式(注1)	米国の株式を投資対象とする投資信託証券	米国の株式
FW 欧州株式(注1)	欧州の株式を投資対象とする投資信託証券	欧州の株式
FW 日本債券	わが国の円建ての公社債を投資対象とする投資信託証券	わが国の円建ての公社債
FW 世界債券(注1)	世界各国の公社債を投資対象とする投資信託証券	世界各国の公社債
FW ハイ･イールド債券(注1)	世界各国のハイ･イールド債券(低格付債)を投資対象とする投資信託証券	世界各国のハイ･イールド債券
FW オルタナティブ(注2)	オルタナティブ戦略･資産で運用を行う投資信託証券	世界各国の株式･債券･デリバティブ取引等
FW 世界リート(注1)	世界各国のリートおよび不動産関連株式を投資対象とする投資信託証券	世界各国のリート、不動産関連株式
FW エマージング株式(注1)	新興国の株式を投資対象とする投資信託証券	新興国の株式
FW コモディティ(注1)	コモディティ(商品)およびコモディティに関連する証券(資源株)等を投資対象とする投資信託証券	商品先物取引、資源株等
FW UBSプレミアム･エクイティ(注1)	株式選定に関わるUBSの運用知見を活用し、世界各国の企業の株式を投資対象とする投資信託証券	世界各国の株式

(注1)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行ないません。
(注2)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※短期の金融商品および円建て債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
※詳しくは、「◆投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)の概要」をご参照ください。

◎ 主な投資制限

FW 日本株式／FW 日本債券

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への直接投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引の直接利用	デリバティブ取引の直接利用は行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

FW 日本株式／FW 日本債券以外

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への直接投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	デリバティブ取引の直接利用は行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年6月10日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

・下記は、各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）について、目論見書作成時点で委託会社が各投資信託証券について入手可能な情報をもとに記載したものであり、今後、名称が変更されたり、繰上償還等により投資信託証券が除外されたり、または新たな投資信託証券が追加されたりする場合等があります。なお、以下に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うものではありません。

<FW 日本株式>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
Ｏｎｅ国内株オープンＦⅡ（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家限定）	アセットマネジメントOne株式会社	わが国の株式
シュローダー日本ファンド （適格機関投資家専用）	シュローダー・インベストメント・ マネジメント株式会社	
ブラックロック日本株式オープン（FOFs用） （適格機関投資家専用）	ブラックロック・ジャパン株式会社	
ＧＩＭジャパンマイスターＦ （適格機関投資家専用）	JPモルガン・アセット・マネジメント 株式会社	
日本株リサーチアクティブファンド （適格機関投資家専用）	日興アセットマネジメント株式会社	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 CSIF（Lux）エクイティ・ジャパン	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	
アイルランド籍外国投資信託証券 マン GLG ジャパン・コアアルファ・エクイティ	ジーエルジー・パートナーズ・エルピー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS（Lux）エクイティ・ファンド－ジャパン・ サスティナブル	UBSアセット・マネジメント（シンガポール） リミテッド	

<FW 米国株式>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS（Lux）エクイティSICAV－USAグロース （USD）	UBSアセット・マネジメント（アメリカス） エルエルシー	米国の株式
アイルランド籍外国投資信託証券 GQGパートナーズ US エクイティ・ファンド	GQGパートナーズ・エルエルシー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 JPモルガン・ファンズ－USグロース・ファンド	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・ マネジメント・インク	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 MFSメリディアン・ファンズ－USバリュー・ ファンド	マサチューセッツ・ファイナンシャル・ サービセズ・カンパニー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 ロベコ BP USラージ・キャップ・エクイティーズ	ボストン・パートナーズ・グローバル・ インベスターズ・インク	
アイルランド籍外国投資信託証券 ブランデスUSバリュー・ファンド	ブランデス・インベストメント・パートナーズ （ヨーロッパ）リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 iシェアーズ　ラッセル1000グロース UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ（UK） リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 iシェアーズ　ラッセル1000バリュー UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ（UK） リミテッド	

<FW 欧州株式>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
アイルランド籍外国投資信託証券 GAM スター・ヨーロピアン・エクイティ	GAM インターナショナル・マネジメント・リミテッド	欧州の株式
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 JPモルガン・ファンズ - ヨーロッパ・エクイティ・ファンド	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)キー・セレクション SICAV - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 ウェリントン・ストラテジック・ヨーロピアン・エクイティ	ウェリントン・マネジメント・カンパニー LLP	
アイルランド籍外国投資信託証券 コムゲスト・グロース・ヨーロッパ	コムゲスト・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	

<FW 日本債券>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドⅡ （ＦＯＦｓ用）(適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社	わが国の公社債
マニュライフFW用 日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	
明治安田FOFs用アクティブ日本債券ファンド (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	
ニッセイ国内債券アクティブファンド (適格機関投資家専用)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	

<FW 世界債券>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 JPモルガン・ファンズ - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	世界各国の公社債
アイルランド籍外国投資信託証券 ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・ファンド	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 PIMCO ファンズ・グローバル・インベスターズ・シリーズ PLC - グローバル・ボンド・ファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

<FW ハイ・イールド債券>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
アイルランド籍外国投資信託証券 ノムラ・ファンズ・アイルランド - USハイ・イールド・ボンド・ファンド	ノムラ・アセット・マネジメント UK リミテッド	米国もしくは米ドル建てハイ・イールド債券
アイルランド籍外国投資信託証券 ロード・アベット・ハイ・イールド・ファンド	ロード・アベット&カンパニー・エルエルシー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 NYLIM GF US ハイ・イールド・コーポレート・ボンド	マッケイ・シールズ・エルエルシー	

<FW オルタナティブ>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
アイルランド籍外国投資信託証券 ニューバーガー・バーマン US ロング・ショート・エクイティ・ファンド	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引等
アイルランド籍外国投資信託証券 バータス GF アルファシンプレックス・マネージド・フューチャーズ・ファンド	アルファシンプレックス・グループ・エルエルシー	
アイルランド籍外国投資信託証券 UBS(Irl)インベスター・セレクション－グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 アビバ・インベスターズ－マルチ-ストラテジー・ターゲット・リターン・ファンド	アビバ・インベスターズ・グローバル・サービシズ・リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 ジュピター・メリアン・グローバル・エクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド	ジュピター・インベストメント・マネジメント・リミテッド	
アイルランド籍外国投資信託証券 ラザード・ラスモア・オルタナティブ・ファンド	ラザード・アセット・マネジメント・エルエルシー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 AQR UCITS ファンズ - AQRスタイル・プレミア UCITS ファンド	AQRキャピタル・マネジメント・エルエルシー	
アイルランド籍外国投資信託証券 ヘプタゴン- ケトルヒル USロング・ショート株式ファンド	ヘプタゴン・キャピタル・リミテッド	

<FW 世界リート>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 コヘン&スティアーズ SICAV - グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	コヘン&スティアーズ UK リミテッド	世界各国のリートおよび不動産関連企業の株式
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 ノルディア 1, SICAV - グローバル・リアル・エステート・ファンド	ノルディア・インベストメント・マネジメント・アーベー	
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 DWS インベスト・グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ	RREEFアメリカ・エルエルシー	

<FW エマージング株式>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 レッドホイール・グローバル・エマージング・マーケッツ・ファンド	RWCアセット・マネジメント・エルエルピー	新興国の株式
アイルランド籍外国投資信託証券 アカディアン・エマージング・マーケッツ・エクイティ USITS II	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー	
アイルランド籍外国投資信託証券 サンズ・キャピタル・エマージング・マーケッツ・グロース・ファンド	サンズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	
アイルランド籍外国投資信託証券 ARGAエマージング・マーケット・エクイティ・ファンド	ARGA インベストメント・マネジメント・エルピー	

<FW コモディティ>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)コモディティ・インデックス・プラス USD ファンド	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー	商品先物、資源株式等
アイルランド籍外国投資信託証券 ニューバーガー・バーマン・コモディティーズ・ファンド	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	

<FW UBSプレミアム・エクイティ>

投資信託証券の名称	運用会社	主要投資対象
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)セキュリティーズ・エクイティ・ファンド	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	セキュリティに関連する企業の株式
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	インフラセクター企業の株式
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)キー・セレクション SICAV - デジタル・トランスフォーメーション・テーマズ	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー UBSスイス・エイ・ジー	デジタル技術に関連する企業の株式
アイルランド籍外国投資信託証券 UBS コモン・コントラクチュアル・ファンド - グローバル・クライメート・アウェア UCITS	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド	低炭素経済移行に関連する企業の株式
ルクセンブルク籍外国投資信託証券 UBS(Lux)インスティテューショナル SICAV - エマージング・マーケッツ・エクイティ・パッシブ	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド	新興国の株式

④　信託金限度額
・各ファンド毎に、8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2024 年 9 月 13 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

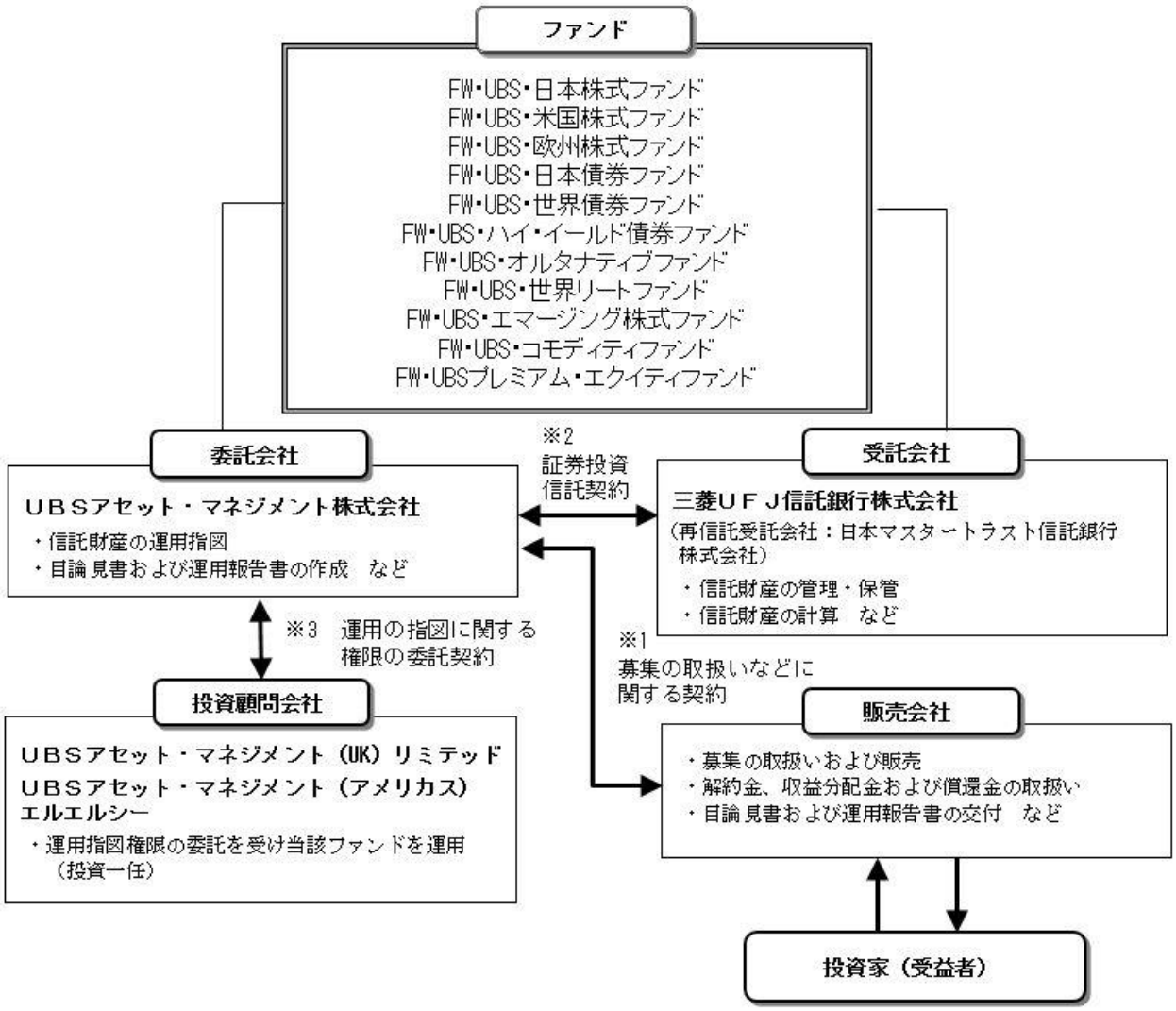

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

≪ファンド・オブ・ファンズの仕組み≫

・各ファンドは複数の指定投資信託証券を投資対象とするファンド･オブ･ファンズ方式で運用を行います。
・指定投資信託証券の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド･オブ･ファンズ]
ファンド･オブ･ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

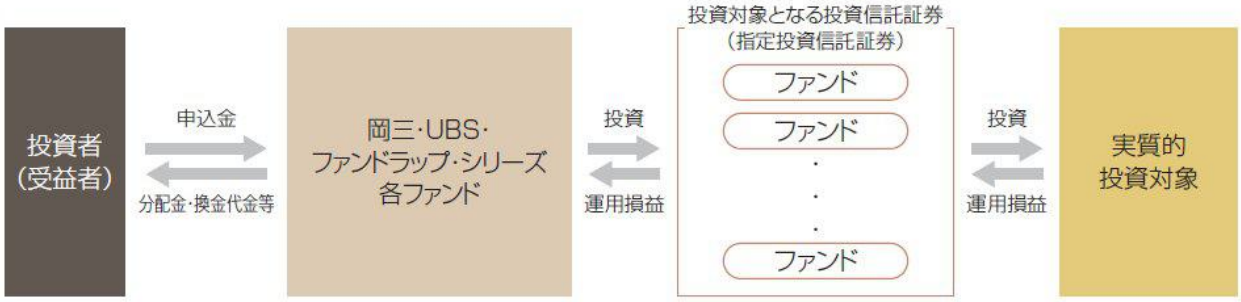

ファンド名	指定投資信託証券	実質的投資対象
FW 日本株式	わが国の株式を投資対象とする投資信託証券	わが国の株式
FW 米国株式(注1)	米国の株式を投資対象とする投資信託証券	米国の株式
FW 欧州株式(注1)	欧州の株式を投資対象とする投資信託証券	欧州の株式
FW 日本債券	わが国の円建ての公社債を投資対象とする投資信託証券	わが国の円建ての公社債
FW 世界債券(注1)	世界各国の公社債を投資対象とする投資信託証券	世界各国の公社債
FW ハイ･イールド債券(注1)	世界各国のハイ･イールド債券(低格付債)を投資対象とする投資信託証券	世界各国のハイ･イールド債券
FW オルタナティブ(注2)	オルタナティブ戦略･資産で運用を行う投資信託証券	世界各国の株式･債券･デリバティブ取引等
FW 世界リート(注1)	世界各国のリートおよび不動産関連株式を投資対象とする投資信託証券	世界各国のリート、不動産関連株式
FW エマージング株式(注1)	新興国の株式を投資対象とする投資信託証券	新興国の株式
FW コモディティ(注1)	コモディティ(商品)およびコモディティに関連する証券(資源株)等を投資対象とする投資信託証券	商品先物取引、資源株等
FW UBSプレミアム･エクイティ(注1)	株式選定に関わるUBSの運用知見を活用し、世界各国の企業の株式を投資対象とする投資信託証券	世界各国の株式

(注1)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行ないません。
(注2)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※短期の金融商品および円建て債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
※詳しくは、「◆投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)の概要」をご参照ください。

② 委託会社の概況（2025 年 1 月末現在）

1）資本金

2,200 百万円

2）沿革

1996 年 4 月 1 日　：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
1998 年 4 月 28 日　：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
2000 年 7 月 1 日　：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2002 年 4 月 8 日　：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2015 年 12 月 1 日　：UBS アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2024 年 4 月 2 日　：クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBS アセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜FW 日本株式＞

① 主として、わが国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW 米国株式＞

① 主として、米国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW 欧州株式＞

① 主として、欧州の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW 日本債券＞

① 主として、わが国の円建ての公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW 世界債券＞

① 主として、世界各国の公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW ハイ・イールド債券＞

① 主として、世界各国のハイ・イールド債券（低格付債）を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、利子等収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW オルタナティブ＞

① 主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行う投資信託証券への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW 世界リート＞

① 主として、世界各国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）および不動産関連株を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、配当等収益の確保と信託財産の成長を目指して分散投資を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW エマージング株式＞

① 主として、新興国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW コモディティ＞

① 主として、コモディティ（商品）およびコモディティに関連する証券（資源株）等を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界のコモディティ価格の上昇による収益の獲得を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

① 主として、株式選定に関わる UBS の運用知見を活用し、世界各国の企業の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。

※円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

＜FW 日本株式＞

＜FW 日本債券＞

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）短期社債等

２）コマーシャル・ペーパー

３）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象と指図範囲
資金の借入を行うことができます。

＜FW 米国株式＞
＜FW 欧州株式＞
＜FW 世界債券＞
＜FW ハイ・イールド債券＞
＜FW オルタナティブ＞
＜FW 世界リート＞
＜FW エマージング株式＞
＜FW コモディティ＞
＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。
１）特定資産
イ）有価証券
ロ）約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）
ハ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）短期社債等
２）コマーシャル・ペーパー
３）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの
４）外国法人が発行する譲渡性預金証書
５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象と指図範囲
外国為替予約の指図、資金の借入を行うことができます。

◆投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)の概要

A）FW 日本株式

Ａ－１）Ｏｎｅ国内株オープンＦⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	この投資信託は、マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。 ・主として、Ｏｎｅ国内株オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・「東証株価指数（TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果を目指します。 ・実質非株式割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ・実質外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の 30%以下とします。 ・ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 8 月 29 日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）
収益分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。 ・分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額に対して、年率 0.671%（税抜 0.61%）とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）
投資運用会社	アセットマネジメント One 株式会社

Ａ－２）シュローダー日本ファンド（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	この投資信託は信託財産の成長をめざして運用を行います。 ・主として、シュローダー日本ファンド（適格機関投資家専用）と実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指します。なお、直接株式に

	投資する場合があります。 ※実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同一（当該親投資信託への投資に係るものを除きます。）のものをいいます。 ・運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。 ・株式への投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。 ・株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 ・株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ・資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	シュローダー日本マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主な投資対象とします。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	当初設定日（2022 年 12 月 16 日）より約 10 年（信託終了日：2033 年 2 月 24 日）
決算日	毎年 2 月 24 日（決算日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託者が上記の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、収益分配を行わない場合があります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額に対して年率 0.69%（税抜）とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）
投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

Ａ－３）ブラックロック日本株式オープン（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行な

	います。 ・日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。運用にあたっては、国際的視野に立ちマクロ経済・産業調査および当社独自の企業調査により選択した中長期的に成長が見込まれる銘柄に投資します。 ・東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）をベンチマークとします。
投資対象	日本株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%未満とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。
信託期間	無期限
決算日	原則 3 月 15 日　当該日が休業日の場合は翌営業日
収益分配	年１回の毎決算時（原則として 3 月 15 日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。 ・分配金額は委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
管理報酬等	信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年 0.4125%（税抜年 0.3750%）の率を乗じた金額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
投資運用会社	ブラックロック・ジャパン株式会社

Ａ－４）ＧＩＭジャパンマイスターＦ（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 ・主として、ＧＩＭジャパンマイスター・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。 ・株式以外の資産（他の投資信託（マザーファンドを含みます。以下「他投資信託」といいます。）の受益証券（法令上当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）を通じて投資する場合は、他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第６条に定めるものをいいます。）の原則として 50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本がこのような運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。上記において「他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分」とは、本信託財産に属する各々の他投資信託の受益証券の時価総額に、各々の他投資信託の信託財産の純資産総額に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。 ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）および信託約款で定めるみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えない場合があります。
投資対象	マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（信託約款に掲げるものを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ・有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。
信託期間	無期限
決算日	原則７月 11 日　当該日が休業日の場合は翌営業日
収益分配	・分配対象額の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。 ・収益分配金の分配方針 委託者は、上記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ・収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額に対し、年 0.66%（税抜 0.6%）の率を乗じた金額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
投資運用会社	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

Ａ－５）日本株リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	・主として、ジパング マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	ジパング マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 ・デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款に規定する範囲で行ないます。 ・外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款に規定する範囲で行ないます。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
信託期間	無期限
決算日	原則、毎年８月 20 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎期分配 原則として次の通り収益分配を行なう。 ・分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額。 ・分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともある。 ・留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行なう。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額に対して、年率 0.715%（税抜 0.65%）とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）配当込み
投資運用会社	日興アセットマネジメント株式会社

Ａ－６）CSIF（Lux）エクイティ・ジャパン － QB JPY

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	主として、MSCI ジャパン・インデックスのパフォーマンスにおおむね連動する投資成果を目指します。
投資対象	主として MSCI ジャパン・インデックスを構成する日本企業の株式に投資を行います。

主な投資制限	・ベンチ・マークに含まれない株式等への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・補完的な流動資産への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・運用の効率性のために必要と判断した場合にはデリバティブ取引を利用することがあります。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.15%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ジャパン・インデックス
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

Ａ－７）マン GLG ジャパン・コアアルファ・エクイティ - IXX JPY

形態	アイルランド籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	主として、株価純資産倍率（PBR）が低く、配当利回りが高い銘柄に焦点を当てて、東証株価指数を構成する銘柄の中から大企業の株式（大型株）に投資することにより、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として日本企業の株式に投資を行います。
主な投資制限	・OECD 非加盟国の市場で上場または取引されている証券への投資は純資産総額の 30%を超えないものとします。 ・補完的な流動資産への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・運用の効率性のために必要と判断した場合にはデリバティブ取引を利用することがあります。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.75%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ およびラッセル／ノムラ・ラージ・キャップ・バリュー・インデックス（トータル・リターン）
投資運用会社	ジーエルジー・パートナーズ・エルピー

Ａ－８）UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン・サスティナブル（JPY） Ｉ -A3

ファンド名称	UBS（Lux）Equity Fund - Japan Sustainable（JPY）I-A3 UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン・サスティナブル（JPY） Ｉ -A3
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	投資有価証券の安全性とファンド資産の流動性に十分配慮しつつ、合理的な水準のインカム収益とともに投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として日本企業の株式に分散投資を行います。
主な投資制限	・債券や債務証券ならびに日本以外の地域で発行された企業の株式（新株予約権証券などの株式関連証券・証書を含む）に純資産総額の 30%を限度として投資をすることができます。 ・補完的な流動資産への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・運用方針に示されるファンドの目的を達成するために必要とされる場合にはデリバティブ取引を利用することがあります。

信託期間	無期限
決算日	毎年11月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬は、純資産総額に対して年率0.58%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

Ｂ）FW 米国株式

Ｂ－１）UBS（Lux）エクイティSICAV - USAグロース（USD）- I-A3

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として高い収益性、成長性が期待できる米国に拠点を置く企業ならびに米国を主な活動拠点とする企業の株式等に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として米国の企業の株式等に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年5月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.56%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ラッセル1000グロース（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

Ｂ－２）GQGパートナーズ US エクイティ・ファンド - I USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として米国の株式および株式リンク商品（ADR、EDR、GDR 等の預託書を含む）に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として米国の企業の株式等に投資を行います。ただし、先進国市場もしくは新興国市場における米国以外の企業の株式等に投資を行うこともあります。
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.45%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率0.17%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。

ベンチマーク	S&P500 インデックス
投資運用会社	GQG パートナーズ・エルエルシー

Ｂ－３）JP モルガン・ファンズ － US グロース・ファンド － I USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として市場予想を上回る収益性と成長性を兼ね備えた米国企業の株式等に投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として米国の企業の株式等に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・補完的な流動資産への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 6 月 30 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率 0.60%以内 ・管理事務報酬等：純資産総額に対して年率 0.16%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ラッセル 1000 グロース・インデックス（トータル・リターン（ネット 30% トータル・リターン）
投資運用会社	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネジメント・インク

Ｂ－４）MFS メリディアン・ファンズ － US バリュー・ファンド － I1 USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券
運用の基本方針	主として、認識される価値と比較して過小評価されていると考えられる企業（バリュー企業）に重点的に投資します。米国企業の株式に分散投資をすることにより、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として米国の企業の株式等に投資を行います。一部、米国以外の企業の株式に投資する場合もございます。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率 0.75%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ラッセル 1000 バリュー・インデックス（ネット・トータル・リターン）
投資運用会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー

Ｂ－５）ロベコ BP US ラージ・キャップ・エクイティーズ- I-USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として米国で設立されたまたは経済活動の大部分を米国で行っている大企業（時価総額 20 億米ドル以上）の株式に投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象	主として米国の大企業の株式に投資を行います。
主な投資制限	・純資産総額の3分の2以上は米国の大型株に投資します。 ・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.65%以内（運用報酬含む） ・管理事務報酬等：純資産総額に対して年率0.12%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ラッセル1000バリュー・インデックス
投資運用会社	ボストン・パートナーズ・グローバル・インベスターズ・インク

Ｂ－６）ブランデスUSバリュー・ファンド － I USD／SI USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、時価総額が50億米ドル以上の米国に所在する、または米国で活動する企業の株式等に投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、米国株式（優先株式、ワラント、権利証券、預託証券を含む）に投資を行います。米国市場で取引されている米国以外の発行体の株式等にも投資することがあります。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託（ETF含む）への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：I USD 純資産に対して年率 0.70%以内（運用報酬含む）、SI USD 純資産に対して年率0.55%以内（運用報酬含む） ・保管報酬等：純資産総額に対して年率0.0575%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ラッセル1000バリュー・インデックス
投資運用会社	ブランデス・インベストメント・パートナーズ（ヨーロッパ）リミテッド

Ｂ－７）ｉシェアーズ　ラッセル1000グロース UCITS ETF － USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	キャピタル・リターンとインカム・リターンのコンビネーションによって、ベンチマーク・リターンと同等のトータル・リターンの提供を目指します。
投資対象	主として、ベンチマークであるラッセル 1000 グロースＵＣＩＴＳ 30/18 Capped Net Tax 15%指数の構成銘柄を投資対象とします。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限

決算日	毎年7月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬等：純資産総額に対して年率 0.18%（運用報酬を含む「オールインワン」の手数料体系を採用） ・その他費用：その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用および臨時訴訟費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	Russell 1000 Growth UCITS 30/18 Capped Net Tax 15% Index
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド

Ｂ－８）ｉシェアーズ　ラッセル1000バリュー UCITS ETF - USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	キャピタル・リターンとインカム・リターンのコンビネーションによって、ベンチマーク・リターンと同等のトータル・リターンの提供を目指します。
投資対象	主として、ベンチマークであるラッセル 1000 バリューＵＣＩＴＳ 30/18 Capped Net Tax 15%指数の構成銘柄を投資対象とします。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年7月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬等：純資産総額に対して年率 0.18%（運用報酬を含む「オールインワン」の手数料体系を採用） ・その他費用：その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用および臨時訴訟費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	Russell 1000 Value UCITS 30/18 Capped Net Tax 15% Index
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド

Ｃ）FW 欧州株式

Ｃ－１）GAMスター・ヨーロピアン・エクイティ - Z EURO

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	主として、欧州に主たる拠点を置く企業が発行する上場株式等への投資を通じて、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として欧州の株式に投資を行います。一部、債券や優先株に投資する場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の15%以内で債券への投資を行うことができます。 ・同一発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.85%以内（運用報酬含む） ・保管報酬等：純資産総額に対して年率0.0425%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス（ネット）
投資運用会社	GAMインターナショナル・マネジメント・リミテッド

Ｃ－２）JP モルガン・ファンズ － ヨーロッパ・エクイティ・ファンド － I EURO

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	主として、欧州の企業（欧州諸国に本社を置く、または経済活動の主要部分を欧州諸国で行う企業）の株式に投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、欧州の株式に投資を行います。
主な投資制限	・純資産総額の 67％以上を、欧州の企業（欧州諸国に本社を置く、または経済活動の主要部分を欧州諸国で行う企業）の株式に投資します。 ・資金借入は純資産総額の 10％以内とします ・投資信託への投資は純資産総額の 10％以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 6 月 30 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.50％以内（運用報酬含む） ・管理事務等：純資産総額に対して年率 0.16％以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	JP モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

Ｃ－３）UBS（Lux）キー・セレクション SICAV － ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ － I-A3 EUR

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	バリュー・アプローチに基づいて、資産の少なくとも 3 分の 2 を、欧州に拠点を置く企業、または欧州を中心に経済活動を行っている企業の株式および新株予約権などに投資を行います。
投資対象	主として、欧州に拠点を置く企業、または欧州を中心に経済活動を行っている企業の株式および新株予約権等に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10％以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の 10％以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の 10％以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10％以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 9 月 30 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.50％以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド

Ｃ－４）ウェリントン・ストラテジック・ヨーロピアン・エクイティ － EUR S

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	主として、欧州の市場平均を上回る収益とキャッシュフローの成長から利益を得ると考えられる企業の株式への投資を通じて、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、欧州に拠点を置く企業の株式に投資を行います。
主な投資制限	・純資産総額の 10％以内で新興国市場への投資を行うことができます。

	・同一発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.70%以内（運用報酬含む） ・管理事務等：純資産総額に対して年率 0.25%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス
投資運用会社	ウェリントン・マネジメント・カンパニー LLP

Ｃ－５）コムゲスト・グロース・ヨーロッパ - EUR Ｉ

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	主として、長期の成長が見込める欧州の企業（欧州諸国に本社を置く、または経済活動の主要部分を欧州諸国で行う企業）の株式に投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、欧州の企業（欧州諸国に本社を置く、または経済活動の主要部分を欧州諸国で行う企業）の株式に投資を行います。
主な投資制限	・純資産総額の 2/3 以上を、欧州加盟国、スイス、英国で上場される株式及び株式に転換可能な株式または株式連動証券に投資します。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率 1.00%以内 ・管理事務等：純資産総額に対して年率 0.05%以内 ・保管報酬等：純資産総額に対して年率 0.0105%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	コムゲスト・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド

Ｄ）FW 日本債券

Ｄ－１）Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。 ・主として、金利・クレジット型戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の公社債および債券先物取引等に実質的に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<table>
<tr><td></td><td>・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td>マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</td></tr>
<tr><td>主な投資制限</td><td>・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%未満とします。
・外貨建資産への投資は行いません。
・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
・スワップ取引、金利先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</td></tr>
<tr><td>信託期間</td><td>無期限</td></tr>
<tr><td>決算日</td><td>毎年 4 月 25 日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）</td></tr>
<tr><td>収益分配</td><td>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
・分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
・留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</td></tr>
<tr><td>管理報酬等</td><td>純資産総額に対して、年率 0.1485%～0.2035%（税抜 0.1350%～0.1850%）
※信託報酬率は、毎月 10 日時点（休業日の場合は翌営業日）の新発 10 年国債利回り（単利：日本相互証券株式会社の終値）を基準として、その翌日より翌月 10 日（休業日の場合は翌営業日）までの報酬率が決定されます。なお、設定当初は 2024 年 9 月 10 日時点の利回りを適用します。
＜内訳＞
<table>
<tr><td>新発 10 年
国債利回り</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1%未満</td><td>0.1350%</td></tr>
<tr><td>0.1485%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1%以上</td><td>0.1850%</td></tr>
<tr><td>0.2035%</td></tr>
</table>
※上段は税抜、下段は税込
他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。</td></tr>
<tr><td>ベンチマーク</td><td>ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合</td></tr>
<tr><td>投資運用会社</td><td>アセットマネジメント One 株式会社</td></tr>
</table>

Ｄ－２）マニュライフ FW 用 日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）

<table>
<tr><td>形態</td><td>国内投資信託証券（適格機関投資家私募）</td></tr>
<tr><td>運用の基本方針</td><td>マザーファンドを通じて、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td>主としてマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
・マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。
・NOMURA-BPI 総合を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。
・マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</td></tr>
<tr><td>主な投資制限</td><td>・債券への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行いません。
・有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く）への投資は行いません。
・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
・同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
・信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。</td></tr>
<tr><td>信託期間</td><td>原則として無期限</td></tr>
<tr><td>決算日</td><td>毎年３月５日（休業日の場合は翌営業日）、第１回決算日は 2025 年３月５日とします。</td></tr>
<tr><td>収益分配</td><td>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
・留保益（収益分配に充てず信託財産内に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。</td></tr>
<tr><td>管理報酬等</td><td>ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額が毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。信託報酬率および内訳は、以下の通りとなります。
信託報酬率は、毎年３月および９月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の 21 日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。
<table>
<tr><td>新発 10 年固定利付国債の利回り</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>0.5%未満の場合</td><td>0.264%（税抜 0.24%）</td></tr>
<tr><td>0.5%以上 1%未満の場合</td><td>0.297%（税抜 0.27%）</td></tr>
<tr><td>1%以上の場合</td><td>0.363%（税抜 0.30%）</td></tr>
</table>
他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。</td></tr>
<tr><td>参考指数</td><td>NOMURA-BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）</td></tr>
<tr><td>投資運用会社</td><td>マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社</td></tr>
</table>

Ｄ－３）明治安田 FOFs 用アクティブ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	主として、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に実質

	的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ・主として、明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります）受益証券への投資を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。 ・「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ・信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB 格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。 ・債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。 ・マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。 ・公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引等は、約款所定の範囲で行います。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 5 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎年 5 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ・収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 0.264%（税抜 0.24%）以内の率を乗じて得た額とします。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>新発10年
国債利回り</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>1%未満</td><td>年率0.176%
（税抜0.16%）</td></tr>
<tr><td>1%以上</td><td>年率0.264%
（税抜0.24%）</td></tr>
</table>
＊新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該計算期間において適用します。
他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
</td></tr>
<tr><td>ベンチマーク</td><td>NOMURA-BPI 総合</td></tr>
<tr><td>投資運用会社</td><td>明治安田アセットマネジメント株式会社</td></tr>
</table>

Ｄ－４）ニッセイ国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）

形態	国内投資信託証券（適格機関投資家私募）
運用の基本方針	・ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドの受益証券を通じて、主として国内の公社債に投資し、債券種類別構成比の調整や社債の個別銘柄選択等、信用リスクを適切に管理し、運用を行います。 ・「ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）指数」をベンチマークとし、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果の獲得をめざします。 ・上記親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権をいいます。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信託期間	設定日～2024 年 11 月 11 日　※約款変更（2024 年 10 月 30 日効力発生）により 2029 年 11 月 12 日まで延長の予定
決算日	年１回（11 月 10 日、（ただし休業日の場合は翌営業日））
収益分配	・分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益（ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。 ・分配対象額についての分配方針 委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

	・留保益の運用方針 留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額に対し年率 0.3520%（税抜：0.320%）の率を乗じた金額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ベンチマーク	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）指数
投資運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社

Ｅ）FW 世界債券

Ｅ－１）JP モルガン・ファンズ - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド - I USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として世界の投資適格債券に投資をし、必要に応じてデリバティブを利用することにより、世界の債券市場のリターンを上回ることを目指して運用を行います。
投資対象	資産の 67%以上を直接またはデリバティブを通じて、新興市場を含む世界の発行体の投資適格債券（MBS/ABS を含む）に投資を行います。
主な投資制限	・偶発転換社債への投資は純資産総額の 5%以内とします。 ・補助的な流動資産への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・償還等ならびに支払い管理を目的とした預金、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドへの投資は純資産総額の 20%以内とします。（ただし、市場環境の急激な変化等一時的な資産保全を目的とした場合には、純資産総額の 100%まで補助的な流動資産への投資を行うことができます。）
信託期間	無期限
決算日	毎年 6 月 30 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.35%以内（運用報酬含む） ・保管報酬等：純資産総額に対して年率 0.11%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（グロス トータル・リターン）
投資運用会社	JP モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

Ｅ－２）ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・ファンド - I USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、OECD 加盟国に本社を置く、または OECD 加盟国において経済活動の大部分を行う企業が発行する投資適格債に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、OECD 加盟国の投資適格債（政府、政府関連機関、企業が発行する現地通貨建ての固定金利および変動金利の債務証券ならびに資産担保証券等を含む）に投資を行います。
主な投資制限	・投資適格以下の同一の政府または政府関連機関が発行または保証する証券に、純資産総額の 10%を上限として投資することがでます。 ・新興国の発行体が発行する有価証券への投資は純資産総額の 10%を超えないものとします。 ・有価証券担保貸付や信用貸付の利用は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。

管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.20%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（トータル・リターン USDヘッジなし）
投資運用会社	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド （副投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー、ニューバーガー・バーマン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド）

Ｅ－３）PIMCO ファンズ・グローバル・インベスターズ・シリーズ PLC - グローバル・ボンド・ファンド - INSTITUTIONAL USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	投資元本の保全、慎重な運用管理との一貫性を保ちながら、トータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。
投資対象	運用資産の3分の2以上を世界の主要通貨建ての債券に分散投資をします。
主な投資制限	・主に投資適格債券に投資しますが、最低信用格付けの要件がない住宅ローン担保証券を除き、ムーディーズにより Baa 未満、S&P により BBB 未満、またはフィッチにより同等と格付けされた債券のうち、ムーディーズまたは S&P により少なくとも B、またはフィッチにより同等と格付けされた債券（または格付けがない場合、同等と運用者が判断した債券）に純資産総額の 10%まで投資することができます。 ・原則として同一発行体の債券への投資は純資産総額の 10%以内とします。ただし、欧州経済領域加盟国に属し特別な公的監督に服する機関が発行する債券については25%以内とします。 ・株式への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.49%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス
投資運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー （投資助言会社：PIMCO ヨーロッパ・リミテッド）

Ｆ）FW ハイ・イールド債券

Ｆ－１）ノムラ・ファンズ・アイルランド - US ハイ・イールド・ボンド・ファンド- I USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として米ドル建てハイ・イールド債券および関連証券に分散投資を行い、利回りの確保とキャピタル・ゲインの獲得を目指して運用を行います。
投資対象	主として米国およびカナダの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券および関連証券に投資を行います。
主な投資制限	・取引所に上場または規制市場において取引されるもの以外の譲渡性証券および短期金融商品は純資産総額の10%以内とします。 ・1 年以内に証券取引所またはその他の市場に上場予定の新規発行譲渡性証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。

信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.50%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率年0.0675%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス
投資運用会社	ノムラ・アセット・マネジメント UK リミテッド

Ｆ－２）ロード・アベット・ハイ・イールド・ファンド - USD I

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	高いインカムゲインの確保と高いトータル・リターンによる投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、一般に「ハイ・イールド債」または「ジャンク債」と呼ばれる低格付け債券で、社債や普通株式に転換可能または新株予約権付証券を含む証券に投資を行います。
主な投資制限	・非米国通貨建ての非米国発行体の証券（エマージング・マーケット証券および米国預託証券（ADR）を含む）への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・地方証券への投資は純資産総額の20%以内とします。 ・変動金利ローンへの投資は純資産総額の15%以内とします。 ・株式への投資は純資産総額の20%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年11月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.54%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率0.18%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用および管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	ロード・アベット＆カンパニー・エルエルシー

Ｆ－３）NYLIM GF US ハイ・イールド・コーポレート・ボンド - PI USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、ハイ・イールド債券の分散ポートフォリオへの投資を通じて、インカム・ゲインの獲得を追求し、ベンチマークを上回る投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	主として、米国の企業等によって発行される米ドル建ての高利回り社債や金融債務商品（短期金融商品または同じ特徴を持つ金融商品を含む）に投資を行います。
主な投資制限	・公認の証券取引所に上場または規制市場において取引されるもの以外の譲渡性証券および短期金融商品は純資産総額の10%以内とします。 ・デイストレスト証券への投資は純資産総額の5%以内とします。 ・同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。

管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.60%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率0.20%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（トータル・リターン）
投資運用会社	マッケイ・シールズ・エルエルシー

G）FW オルタナティブ

G－１）ニューバーガー・バーマン US ロング・ショート・エクイティ・ファンド - I3 USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	投資元本の保全を目的としながら、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、米国株式市場に上場または取引されている株式および株式リンク証券に投資を行います。また、これらの証券にエクスポージャーを持つ上場投資信託において、ロング・ポジションおよびシンセティック・ショート・ポジションを取ります。
主な投資制限	・想定元本に対する 75%以上は、北米等（米国、カナダ、メキシコ）に所在する企業、政府、政府機関等が発行する有価証券に投資を行います。 ・米国および非米国の企業、政府および政府機関等が発行する債券の組入れは、想定元本に対する30%以内とします。 ・有価証券貸付、信用貸付の利用は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率1.35%以内 ・保管報酬等：純資産総額に対して年率0.22%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	HFRX エクイティ・ヘッジ・インデックス（トータル・リターン USD） S&P500 インデックス（ネット トータル・リターン USD）
投資運用会社	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド （副投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー、ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド）

G－２）バータス GF アルファシンプレックス・マネージド・フューチャーズ・ファンド - I USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	投資リスクの分散を目的として、原則として公認の市場で取引される譲渡性証券、金融派生商品および/またはその他の流動性のある金融資産に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、公認の市場で取引される譲渡性証券、金融派生商品および/またはその他の流動性のある金融資産に投資を行います。
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・公認の証券取引所に上場または規制された市場で取引される場合以外の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・店頭デリバティブ取引の取引相手に対するリスクエクスポージャーは、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。

信託期間	無期限
決算日	毎年9月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.95%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率 0.085%以内（ただし別に定める額に満たない場合にはその額） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	クレディ・スイス・マネージド・フューチャーズ・リキッド・インデックス SGトレンド・インデックス
投資運用会社	アルファシンプレックス・グループ・エルエルシー

Ｇ－３）UBS（Irl）インベスター・セレクション － グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド － USD I A1 PF／USD I A3 PF

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	新興国を含む世界中の株式市場においてミスプライス銘柄を発掘することにより、中期的なプラスのリターンを提供し、株式市場との相関性を低く抑え、株式市場よりも低いボラティリティの実現を目指して運用を行います。
投資対象	主として、新興国を含む世界中の株式に投資を行います。
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・公認の証券取引所に上場または規制された市場で取引される場合以外の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・店頭デリバティブ取引の取引相手に対するリスクエクスポージャーは、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年9月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：I A1 純資産総額に対して 0.95%以内、I A3 純資産総額に対して0.85%以内 ・保管報酬等：純資産総額に対して年率0.0894%以内 ・運用報酬：成功報酬として運用収益（ハードル・レートまたはハイ・ウォーター・マーク超過分）の20% ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用および等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

Ｇ－４）アビバ・インベスターズ － マルチ-ストラテジー・ターゲット・リターン・ファンド － IH USD／MH USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	市場環境にかかわらず、欧州中央銀行の基準金利（またはそれに相当する金利）を上回る年率 5%のグロス・リターン（絶対リターン）を 3 年間のローリング期間で目標とします。この水準のリターンを目指すにあたり、ボラティリティの管理も行い、同じ 3 年間の変動期間における世界株式のボラティリティの半分以下を目標とします。
投資対象	主として世界中の株式、債券、短期金融商品、銀行預金のほかに商品や投資信託（不動産投資信託含む）、上場投資信託にも投資を行います。
主な投資制限	・単一の商品および/または炭素クレジットに連動する商品へのエクスポージャーは、個別ベースで純資産総額の5%以内とします。

	・金へのエクスポージャーは、純資産総額の 8%以内とします。 ・炭素クレジットへのエクスポージャーは、純資産総額の 5%以内とします。 ・商品および炭素クレジットのエクスポージャーは、純資産総額の 10%以内とします。 ・モーゲージ証券および資産担保証券に 10%以内で投資することができます。 ・偶発転換社債に 5%以内で投資することができます。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：IH USD 純資産総額に対して年率 0.75%以内（運用報酬を含む）、MH USD 純資産総額に対して年率 0.65%以内（運用報酬を含む） ・保管報酬等：純資産総額に対して年率 0.13%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	アビバ・インベスターズ・グローバル・サービシズ・リミテッド

Ｇ－５）ジュピター・メリアン・グローバル・エクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド － I USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、世界各国の株式への投資（ロングおよびショート・ポジション）により、株式市場や債券市場との相関が低い絶対的リターンを追及します。
投資対象	主として、主要市場の時価総額が大きいグローバル株式を投資対象として、ロング・ポジションまたはショート・ポジションとします。
主な投資制限	・純資産総額の 51%以上を株式もしくは株式関連証券に投資を行います。 ・原則として、同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・レバレッジをかけるなどヘッジ目的以外でデリバティブ取引を利用する場合があります。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.75%以内（運用報酬含む） ・成功報酬：運用収益（ハードル・レートまたはハイ・ウォーターマーク超過分）の 20% ・保管報酬等：純資産総額に対して年率 0.028%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	ジュピター・インベストメント・マネジメント・リミテッド

Ｇ－６）ラザード・ラスモア・オルタナティブ・ファンド － Z Acc USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	このファンドは、3 年間の市場サイクルの中で、キャピタルとインカムの組み合わせにより絶対収益を追求します。
投資対象	投資制限の範囲内で、様々な譲渡性証券、証書および金融派生商品に投資を行います。
主な投資制限	・原則として同一の発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・純資産総額の 20%を超えない範囲で新興国市場の株式等に投資を行うことが

	できます。 ・ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を利用することができます。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率1.00% ・運用報酬；成功報酬として運用収益（ハードル・レートまたはハイ・ウォーター・マーク超過分）の20% ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	HFRX リラティブ・バリュー・フィックスド・インカム・コンバーチブル・アービトラージ・インデックス S&P500 ラッセル2000 ブルームバーグ US アグリゲート・トータル・リターン・バリュー・アンヘッジド USD ICE BofA グローバル300 コンバーチブル・インデックス; ICE BofA US ハイ・イールド・インデックス MSCI ワールド
投資運用会社	ラザード・アセット・マネジメント・エルエルシー

Ｇ－７）AQR UCITS ファンズ － AQRスタイル・プレミア UCITS ファンド － A USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	伝統的な市場との相関をゼロに抑えながら、高いリスク調整後リターンを生み出すことを目指して運用を行います。
投資対象	バリュー、モメンタム、キャリー、ディフェンシブの4つの投資スタイルで、株式、債券、金利、通貨という資産グループの中でロング・ポジションとショート・ポジションを使用します。
主な投資制限	・原則として同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を利用することができます。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率0.60%以内 ・成功報酬：運用収益（ハードル・レートまたハイ・ウォーター・マーク超過分）の10% ・管理報酬等：純資産総額に対して年率0.18%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	AQRキャピタル・マネジメント・エルエルシー

Ｇ－８）ヘプタゴン － ケトルヒル USロング・ショート株式ファンド － Y1 USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	ボトムアップによるファンダメンタル・リサーチに基づき各セクターの株式についてロング・ポジションおよび/またはショート・ポジションでの投資を通じて

	投資元本の長期的な成長を目指します。
投資対象	主に米国小型株（投資時にラッセル 2000 トータル・リターン・インデックスに含まれる企業と同じ時価総額の範囲内にある企業）に投資します。
主な投資制限	・ロング・ポジションはファンドの純資産総額の最大 100%まで、ショート・ポジションは最大 60%までとします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 9 月 30 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産総額に対して年率 1.0%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率 0.05%以内 ・保管報酬等：純資産総額に対して年率 0.035%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	ヘプタゴン・キャピタル・リミテッド

H）FW 世界リート

Ｈ－１）コヘン＆スティアーズ SICAV - グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド - F USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	直接利回りの獲得と投資元本の成長によるトータル・リターンの獲得を目指して運用を行います。
投資対象	純資産総額の少なくとも 50%を、規制市場において上場または取引される世界中の不動産業を主たる事業とする企業の譲渡可能な株式（普通株式および優先株式）および不動産投資信託（リート）に投資を行います。
主な投資制限	・不動産業を主たる事業とする企業の譲渡可能な株式（普通株式および優先株式）および不動産投資信託（リート）への投資は純資産総額の 50%以上とします。 ・同一の発行体の譲渡性証券および短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・純資産総額の 5%以上投資する発行体の譲渡性証券および短期金融商品の合計額は純資産総額の 40%以内とします。 ・同一金融機関への預金は純資産総額の 20%未満とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
分配方針	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.45%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	FTSE EPRA Nareit デベロップド・リアル・エステート・インデックス（ネット）
投資運用会社	コヘン＆スティアーズ UK リミテッド

Ｈ－２）ノルディア 1, SICAV - グローバル・リアル・エステート・ファンド - I USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、世界各国の不動産会社の株式および不動産投資信託（リート）への投資を行い、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象	主として、世界各国の不動産会社の株式（株式関連証券を含む）および不動産投資信託（リート）に投資を行います。
主な投資制限	・純資産総額の 75%以上を不動産会社の株式（株式関連証券を含む）および不動産投資信託（リート）に投資を行います。 ・純資産総額の 20%以内で新興国市場の不動産会社の株式（株式関連証券を含む）に投資することができます。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
分配方針	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.85%以内（運用報酬含む） ・保管費用等：純資産総額に対して年率 0.30%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	FTSE EPRA Nareit デベロップド・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	ノルディア・インベストメント・マネジメント・アーベー （副投資運用会社：ダフ＆ヘルプス・インベストメント・マネジメント・カンパニー）

Ｈ－３）DWS インベスト・グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ - USD FC100

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、不動産に関連（所有、開発、管理）する上場企業の株式等（株式関連証券および不動産投資信託を含む）およびこれを原資産とした金融派生商品等に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、不動産関連企業の株式等（株式関連証券および不動産投資信託を含む）およびこれを原資産とした金融派生商品を投資対象とします。
主な投資制限	・純資産総額の 70%以上は不動産関連企業の株式等（株式関連証券および不動産投資信託を含む）およびこれを原資産とした金融派生商品に投資するものとします。 ・不動産関連企業の株式等（株式関連証券および不動産投資信託を含む）以外の株式等への投資は純資産総額の 30%以内とします。 ・短期金融商品、預金およびマネー・マーケット・ファンド等への投資は純資産総額の 30%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
分配方針	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.40%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	RREEF アメリカ・エルエルシー

Ｉ）FW エマージング株式

Ｉ－１）レッドホイール・グローバル・エマージング・マーケッツ・ファンド- S USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として世界の新興国市場の株式等に投資することにより、ファンド資産の長期的な成長を目指して運用を行います。なお、一部限定的にフロンティア市場に投資する場合があります。
投資対象	主として世界の新興国市場（一部フロンティア市場を含みます。）の株式等に投資を行います。

主な投資制限	・発行体の経営に重要な影響力を行使できる議決権を有する株式への投資は行いません。 ・同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.75%以内（運用報酬含む） ・管理事務報酬等：純資産総額に対して年率 0.20%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	RWC アセット・マネジメント・エルエルピー （副投資運用会社：RWC アセット・アドバイザーズ（US）エルエルシー）

Ｉ－２）アカディアン・エマージング・マーケッツ・エクイティ USITS II - C

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、アジア、ラテンアメリカ、アフリカ、ヨーロッパを含む新興国市場の発行体の株式に分散投資をすることにより、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として新興国市場の株式に投資を行います。
主な投資制限	・同一の発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 3 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産に対して年率 1.00%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率 0.35%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（USD）-トータル・リターン
投資運用会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

Ｉ－３）サンズ・キャピタル・エマージング・マーケッツ・グロース・ファンド - A USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、新興国の株式等（新興国に所在、上場もしくは活動拠点としている企業が発行する株式および株式関連証券）に投資することにより、投資元本の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として新興国の株式等に投資を行います。ただし、一部限定的にフロンティア市場に投資を行う場合があります。
主な投資制限	・同一の発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・フロンティア市場の株式等への投資は純資産総額の 20%以内とします。 ・投資信託への投資は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限

決算日	毎年10月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：純資産に対して年率0.85%以内 ・管理報酬等：純資産総額に対して年率0.045% ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	該当ありません。
投資運用会社	サンズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

Ｉ－４）ARGAエマージング・マーケット・エクイティ・ファンド - A USD／CK USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として新興国市場で取引されている株式および株式リンク証券で、割安な価格で取引されているものに投資することにより、ファンド資産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として新興国市場の取引所または公認市場で取引される企業の株式および株式関連証券（債券、GDR、ADR、手形、優先株式など）に投資を行います。
主な投資制限	・同一の発行体の有価証券に、取得時において純資産総額の 5%超となる投資、および時価において純資産総額の8%超となる投資は行いません。 ・不動産への直接投資、または現物商品への間接投資は行いません。 ・投資信託への投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年4月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・運用報酬：A USD 純資産総額に対して年率 1.00%以内、CK USD 純資産総額に対して年率0.65%以内 ・管理事務報酬等：純資産総額に対して年率0.20%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケッツ（ネット）USD・インデックス
投資運用会社	ARGAインベストメント・マネジメント・エルピー

Ｊ）FW コモディティ

Ｊ－１）UBS（Lux）コモディティ・インデックス・プラス USD ファンド - EB USD

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	様々な金融派生商品を実質的に活用し商品市場への投資を行い、ファンド資産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として商品指数にかかるスワップ取引（トータル・リターン・スワップを含む）、指数先渡または先物取引、指数オプション取引などの金融派生商品または商品指数に関連する証書に投資を行います。
主な投資制限	・株式、転換社債および新株引受権付社債への投資は行いません。 ・商品または個別の商品にかかるデリバティブへの直接投資は行いません。 ・現預金等および流動性ファンド、マネー・マーケット・ファンドへの投資は純資産総額の 20%以内とします。ただし、預金等への投資は純資産総額の20%以内とし、流動性ファンドおよびマネー・マーケット・ファンドへの投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.60%以内（運用報酬含む）

	・保管報酬：純資産総額に対して年率0.10%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。また、ファンド資産の計理、純資産価格の計算にかかる費用は純資産総額に対して上限0.10%とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・コモディティ・インデックス（トータル・リターン）
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

Ｊ－２）ニューバーガー・バーマン・コモディティーズ・ファンド－Ｉ USD／I3 USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	幅広いコモディティへの投資を通じて、魅力的な水準のトータル・リターン（インカムゲインの確保と投資元本の成長）を目指して運用を行います。
投資対象	主として、コモディティ関連の金融派生商品への投資を通じて、またコモディティ関連企業の株式および株式関連証券（普通株式、優先株式、ADR、GDR）への直接投資など、様々な手法を組み合わせて投資を行います。
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性証券または短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・金融派生商品への投資は想定元本が純資産総額を超えないものとします。 ・現預金等および流動性ファンド、マネー・マーケット・ファンドへの投資は純資産総額の 20%以内とします。ただし、預金等への投資は純資産総額の20%以内とし、流動性ファンドおよびマネー・マーケット・ファンドへの投資は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：Ｉ USD 純資産総額に対して年率 0.65%以内（運用報酬含む）、I3 USD純資産総額に対して年率0.65%以内（運用報酬含む） ・保管報酬等：純資産総額に対して年率0.22%以内 ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	ブルームバーグ・コモディティ・トータル・リターン・インデックス（トータル・リターン USD）
投資運用会社	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド （副投資運用会社；ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー、ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド）

Ｋ）FW UBSプレミアム・エクイティ

Ｋ－１）UBS（Lux）セキュリティーズ・エクイティ・ファンド- I-A1

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	リスク分散の原則、投資資金の安全性、流動性を十分に考慮しながら、ベンチマークを上回る投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	情報技術、ヘルスケアおよび環境保全、IT セキュリティ、健康保護、交通安全、犯罪防止などの分野で製品やサービスを提供する産業分野で活躍する企業の株式に投資を行います。なお、新興国市場に投資を行う場合があります。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限

決算日	毎年5月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.90%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCIオール・カントリー・ワールド（ネット分配再投資）
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

Ｋ－２）UBS（Lux）インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド- I-A1

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（ドル建て）
運用の基本方針	リスク分散の原則、投資資金の安全性、資産の流動性を十分に考慮しながら、インフラセクターで活動する世界（新興国を含む）の企業の株式等に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、インフラセクターで活動する企業の株式およびその他の株式型証券および権利（ADR、GDR、利益分配証書、参加証書、配当権利証書など）に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年5月31日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.90%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCIワールド・コア・インフラストラクチャー（ネット分配再投資）
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

Ｋ－３）UBS（Lux）キー・セレクションSICAV - デジタル・トランスフォーメーション・テーマズ - I-A3

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、投資の観点から魅力的と考えるデジタル技術（電子商取引、保安・保護、金融テクノロジー、メタバース、ヘルス・テクノロジーなどを含む）に関連する企業の株式等に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、世界（新興国を含む）の株式等（配当権利証書および参加証書などのほかADR、GDRや株式リンク債などの仕組商品を含む）に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年9月30日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率0.80%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファ

	ンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI AC ワールド・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー UBS スイス・エイ・ジー

Ｋ－４）UBS コモン・コントラクチュアル・ファンド - グローバル・クライメート・アウェア UCITS - I-N A USD

形態	アイルランド籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、低炭素な世界経済への長期的な移行を有利に進めることができる世界の中型・大型企業の株式市場に投資を行い、投資元本の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主として、再生可能エネルギーおよび/またはグリーンテクノロジーを提供する、あるいは世界的に合意された気候変動目標に沿ったパフォーマンスを実行する企業の株式を中心に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配方針に基づいて分配を行います。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.19%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI ワールド（ネット・トータル・リターン）
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド

Ｋ－５）UBS（Lux）インスティテューショナル SICAV - エマージング・マーケッツ・エクイティ・パッシブ - I-A1

形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	主として、ベンチマークである MSCI エマージング・マーケット・インデックスにおおむね連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	主として、ベンチマークを構成する新興国市場の株式および株式関連証券（預託証券または証書等を含む）に投資を行います。
主な投資制限	・議決権の無い同一の発行体の株式への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・同一発行体の債務証券への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・短期金融商品への投資は純資産総額の 10%以内とします。 ・資金借入は純資産総額の 10%以内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配は行いません。
管理報酬等	・管理報酬：純資産総額に対して年率 0.24%以内（運用報酬含む） ・その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用はファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用およびファンドの管理・運営にかかる実費等もファンドの負担となります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（ネット トータル・リターン）
投資運用会社	UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド

（参考）円建ての短期金融商品および短期債券を実質的な投資対象とする投資信託証券

UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	UBS 短期円金利プラス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、1 月 20 日
信託報酬等	・信託報酬：税抜年率 0.04% ・その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の建て替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税当相当額等
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
委託会社	UBS アセット・マネジメント株式会社

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

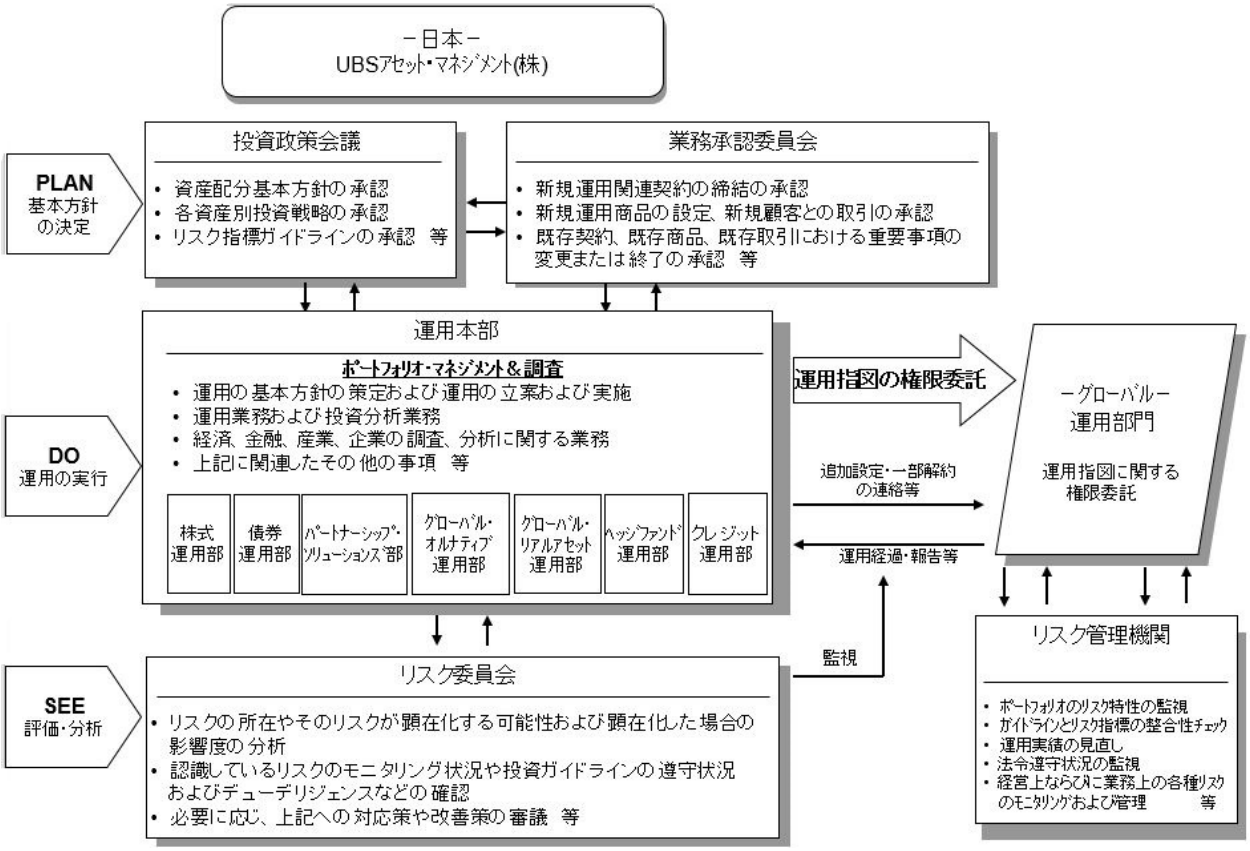

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15 名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の 5～10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の 10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBS パートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の 14 名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2025 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針
毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
３）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。
※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜FW 日本株式＞

＜FW 日本債券＞

1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2）株式への直接投資は行いません。

3）外貨建資産への投資は行いません。

4）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

5）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7）資金の借入

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜FW 米国株式＞

＜FW 欧州株式＞

＜FW 世界債券＞

＜FW ハイ・イールド債券＞

＜FW オルタナティブ＞

＜FW 世界リート＞

＜FW エマージング株式＞

＜FW コモディティ＞

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2）株式への直接投資は行いません。

3）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

5）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8）外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

9）資金の借入

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

1）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

	株式の価格	公社債の価格	リートの価格	商品先物取引	デリバティブ取引	オルタナティブ戦略・資産	カントリー・リスク	為替変動リスク	為替に関する留意点	流動性
FW 日本株式	●									●
FW 米国株式	●						●	●		●
FW 欧州株式	●						●	●		●
FW 日本債券		●								●
FW 世界債券		●					●	●		●
FW ハイ・イールド債券		●					●	●		●
FW オルタナティブ	●	●			●	●	●		●	●
FW 世界リート	●		●				●	●		●
FW エマージング株式	●						●	●		●
FW コモディティ				●	●		●	●		●
FW UBSプレミアム・エクイティ	●						●	●		●

① 株式の価格変動リスク

1）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入銘柄の株価が変動した場合には、基準価額に影響を与える要因になります。

2）信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

② 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。また、ハイ・イールド債券などの格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

③ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 商品（コモディティ）先物取引の利用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）するため、基準価額は、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

⑤ デリバティブ取引の利用に伴うリスク

デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、デリバティブ取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑥　オルタナティブ戦略・資産にかかるリスク
オルタナティブ戦略・資産での運用においては、実質的な投資対象市場の価格が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。
また、市場環境によっては、オルタナティブ戦略・資産での運用が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。
例えば、買い建て（ロング・ポジション）取引のほか、売り建て（ショート・ポジション）取引を同時に行う戦略の場合には、買い建てた株式等が値下がりしたときや売り建てた株式等が値上がりしたときには基準価額が下落する要因となります。また、現物株式のポートフォリオを保有しながら株価指数先物取引の売り建てを行う戦略の場合には、組入れている現物株式の株価が上昇しても基準価額が下落する場合があります。

⑦　カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、新興諸国・地域に投資を行う場合、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

⑧　為替変動リスク
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑨　為替に関する留意点
外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります※。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。
※対円での為替ヘッジは、投資対象となる指定外国投資信託証券の表示通貨に対して行うため、指定外国投資信託証券において表示通貨以外の組入資産がある場合には当該組入資産に係る通貨による為替変動の影響を受けることがあります。

⑩　解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク
短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有する有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

≪その他のリスク・留意点≫

①　クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②　指定投資信託証券における解約制限
指定投資信託証券では、1 日の解約額が指定投資信託証券の純資産総額の一定額を超える場合に、解約申込に制限をかける場合があり、これにより、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の受付の取消などの影響を受ける可能性があります。

③　分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④　流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞
・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞
・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

※ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は 2025 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[FW 日本株式]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

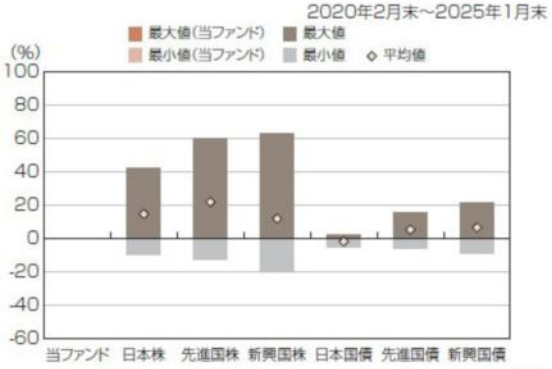

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW 米国株式]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

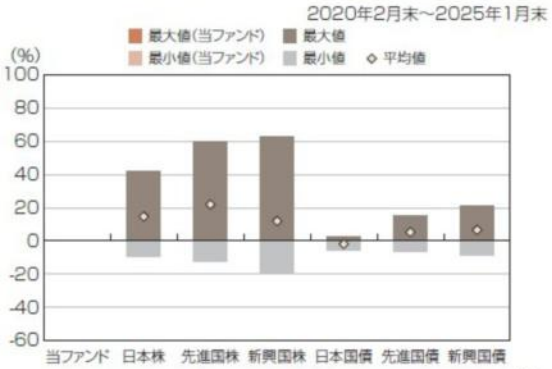

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW 欧州株式]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

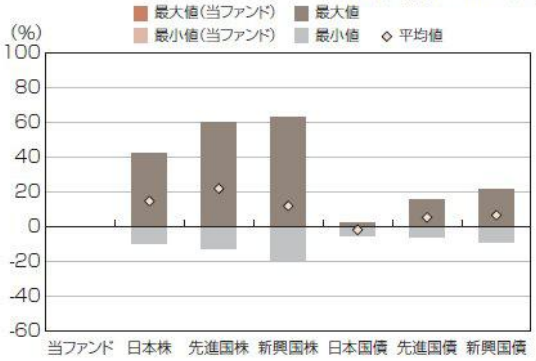

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW 日本債券]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

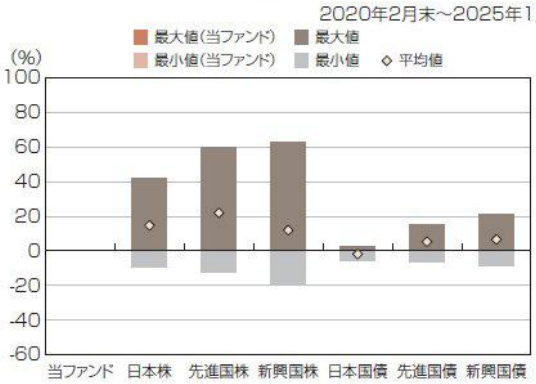

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW 世界債券]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

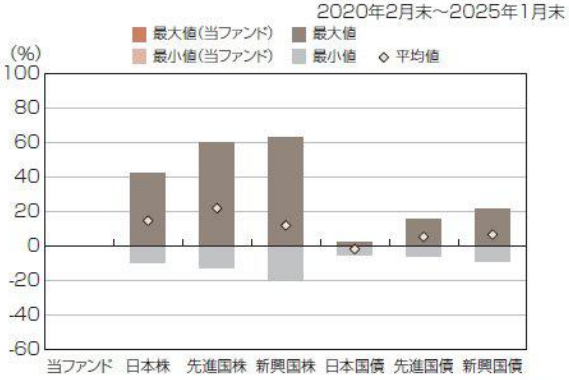

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW ハイ・イールド債券]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

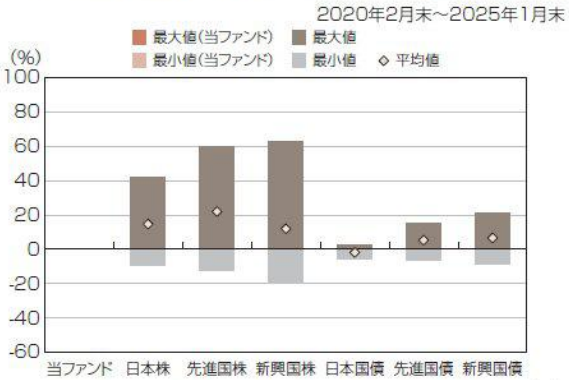

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW オルタナティブ]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

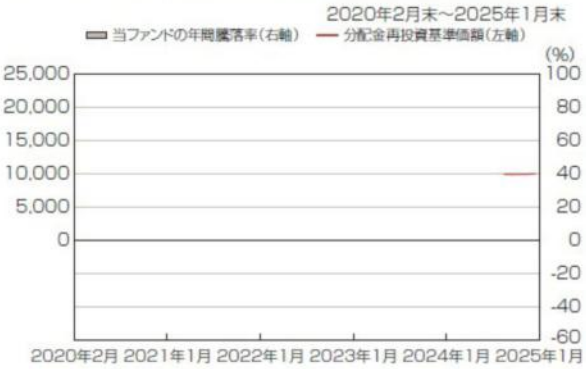

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

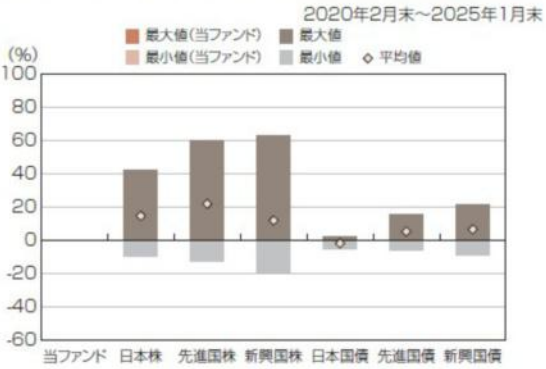

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW 世界リート]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

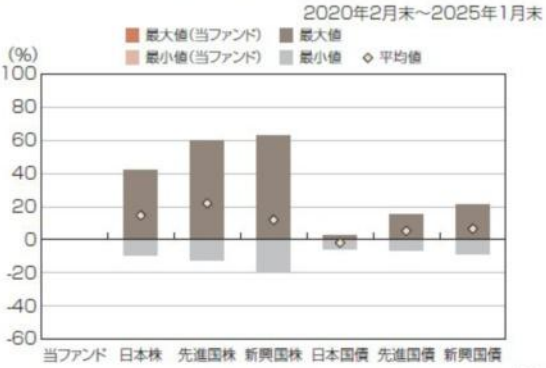

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW エマージング株式]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

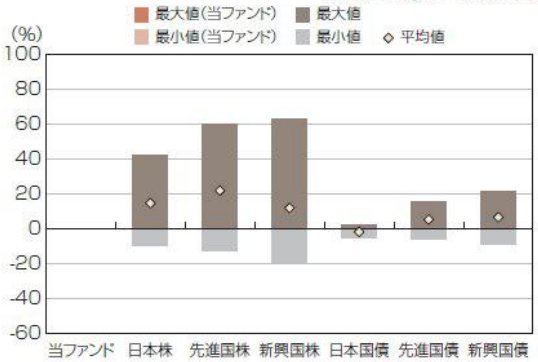

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW コモディティ]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

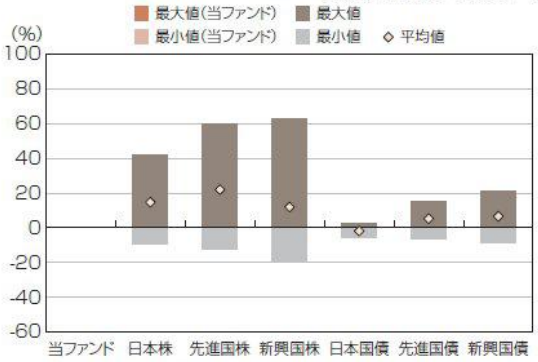

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[FW UBSプレミアム・エクイティ]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

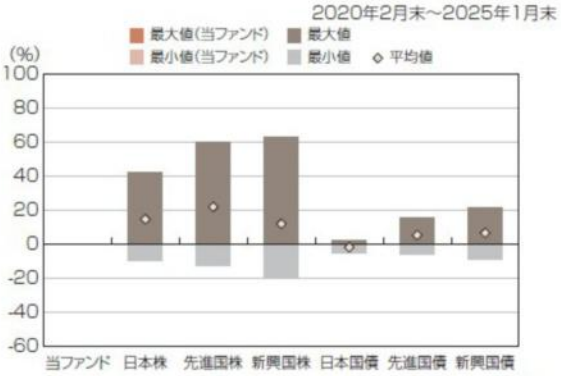

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.264%（税抜 0.24%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.24%	0.21%	0.01%	0.02%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

各ファンドの信託報酬のほかに、各ファンドが投資対象とする投資信託証券で、各ファンドの純資産総額に対して管理報酬等が別途かかります。
従って、各ファンドにおける実質的な信託報酬率は以下の通りです。

	投資対象とする 投資信託証券における報酬	実質的な信託報酬率 （実際の組入状況等により変動します。）
FW 日本株式	年率 0.150%～年率 0.759%	年率 0.414%～年率 1.023%
FW 米国株式	年率 0.180%～年率 0.770%	年率 0.444%～年率 1.034%
FW 欧州株式	年率 0.5000%～年率 1.0605%	年率 0.7640%～年率 1.3245%
FW 日本債券	年率 0.1485%～年率 0.3520%	年率 0.4125%～年率 0.6160%
FW 世界債券	年率 0.200%～年率 0.490%	年率 0.464%～年率 0.754%
FW ハイ・イールド債券	年率 0.5675%～年率 0.8000%	年率 0.8315%～年率 1.0640%
FW オルタナティブ	年率 0.778%～年率 1.570% （成功報酬を採用する投資対象とする投資信託証券の運用成績によってはこれを上回ることがあります。）	年率 1.042%～年率 1.834%
FW 世界リート	年率 0.400%～年率 1.150%	年率 0.664%～年率 1.414%

FW エマージング株式	年率0.850%～年率1.350%	年率1.114%～年率1.614%
FW コモディティ	年率0.700%～年率0.870%	年率0.964%～年率1.134%
FW UBSプレミアム・エクイティ	年率0.190%～年率0.900%	年率0.454%～年率1.164%

※実質的な信託報酬等については指定投資信託証券の組入状況等により変動します。
※投資先ファンドの運営にかかる実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

③　支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

①　売買委託手数料
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

②　信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③　その他の諸費用
以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．信託財産に係る監査報酬
２．受益権の管理事務に関連する費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記１．から６．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。
上記１．から６．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

④　上記①から③の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
４．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※上記「（４）その他の手数料等」の①および②については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

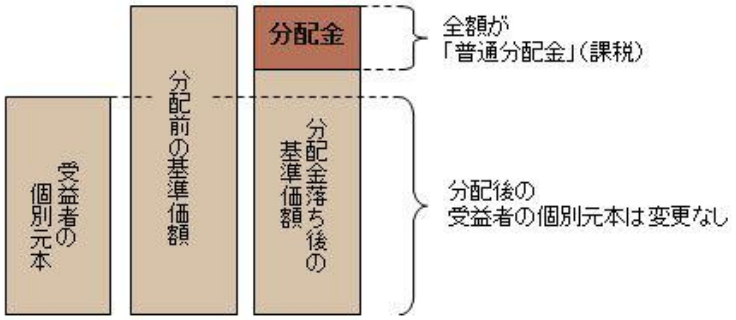

ロ）、ハ）の場合

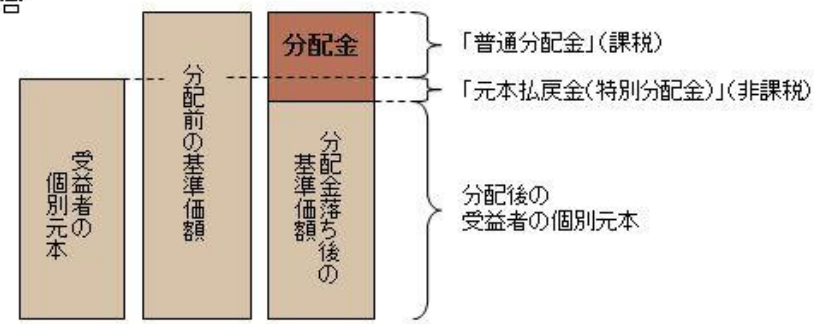

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2025 年 1 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＦＷ・ＵＢＳ・日本株式ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	945,562,338	72.22
	ルクセンブルク	339,859,245	25.96
	小計	1,285,421,583	98.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	23,874,250	1.82
合計(純資産総額)		1,309,295,833	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBS Lux Equity Fund - Japan Sustainable JPY	32,122.802	10,141.91	325,786,692	10,580	339,859,245	25.96
日本	投資信託受益証券	ブラックロック日本株式オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	303,457,000	1.0599	321,641,670	1.0872	329,918,450	25.20
日本	投資信託受益証券	Ｏｎｅ国内株オープンＦⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	220,057,583	1.0895	239,756,345	1.1154	245,452,228	18.75
日本	投資信託受益証券	日本株リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）	170,344,728	1.0635	181,171,692	1.0882	185,369,133	14.16
日本	投資信託受益証券	シュローダー日本ファンド（適格機関投資家専用）	124,687,981	1.4631	182,441,643	1.4822	184,812,525	14.12
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.18
合計	98.18

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	11	—	1.0843	—
10月末日	207	—	1.0716	—
11月末日	582	—	1.0776	—
12月末日	995	—	1.1256	—
2025年 1月末日	1,309	—	1.1130	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・米国株式ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	784,345,346	53.97
	アイルランド	285,560,185	19.65
	日本	10,002	0.00
	小計	1,069,915,533	73.62
投資証券	ルクセンブルク	374,157,956	25.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	9,152,189	0.63
合計(純資産総額)		1,453,225,678	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	UBS Lux Equity SICAV - USA Growth USD	20,377.057	17,866.78	364,072,403	18,361.72	374,157,956	25.75
ルクセンブルク	投資信託受益証券	JPMorgan Funds - US Growth Fund	3,697.689	94,272.68	348,591,057	97,459.22	360,373,918	24.80
アイルランド	投資信託受益証券	Brandes Investment Funds PLC - Brandes U.S. Value Fund	63,521.944	4,397.84	279,359,770	4,495.45	285,560,185	19.65
ルクセンブルク	投資信託受益証券	Robeco BP US Large Cap Equities	3,694.6874	71,933.06	265,770,196	73,249.23	270,633,034	18.62
ルクセンブルク	投資信託受益証券	MFS Meridian Funds - U.S. Value Fund	2,252.72	67,748.89	152,619,295	68,068.11	153,338,394	10.55
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	73.62
投資証券	25.75
合計	99.37

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	420,300.00	64,789,102	64,875,112	4.46

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0365	—
10月末日	212	—	1.1437	—
11月末日	626	—	1.1627	—
12月末日	1,064	—	1.2077	—
2025年 1月末日	1,453	—	1.2040	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・欧州株式ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	425,526,241	99.31
	日本	10,002	0.00
	小計	425,536,243	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,956,280	0.69
合計(純資産総額)		428,492,523	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	JPMorgan Funds - Euroland Equity Fund	13,137.128	30,943.29	406,505,962	32,391.11	425,526,241	99.31
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.31
合計	99.31

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	買建	113,100.00	18,136,941	18,130,902	4.23

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0372	—
10月末日	78	—	1.0779	—
11月末日	207	—	1.0050	—
12月末日	350	—	1.0349	—
2025年 1月末日	428	—	1.0731	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・日本債券ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	1,284,123,773	98.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	23,135,598	1.77
合計(純資産総額)		1,307,259,371	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	明治安田ＦＯＦｓ用アクティブ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	647,569,361	0.9942	643,869,608	0.9917	642,194,535	49.13
日本	投資信託受益証券	Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	648,862,061	0.9932	644,465,619	0.9893	641,919,236	49.10
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.23
合計	98.23

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	0.9990	—
10月末日	228	—	0.9925	—
11月末日	710	—	0.9878	—
12月末日	1,125	—	0.9881	—
2025年 1月末日	1,307	—	0.9854	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・世界債券ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	611,893,461	99.32
	日本	10,002	0.00
	小計	611,903,463	99.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,181,448	0.68
合計(純資産総額)		616,084,911	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	JPMorgan Funds - Global Aggregate Bond Fund	44,000.785	13,978.60	615,069,610	13,906.42	611,893,461	99.32
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.32
合計	99.32

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0198	—
10月末日	107	—	1.0677	—
11月末日	338	—	1.0417	—
12月末日	549	—	1.0775	—
2025年 1月末日	616	—	1.0597	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・ハイ・イールド債券ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アイルランド	82,134,094	85.82
	ルクセンブルク	12,444,090	13.00
	日本	10,002	0.01
	小計	94,588,186	98.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,119,243	1.17
合計(純資産総額)		95,707,429	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	Nomura Funds Ireland - Nomura US High Yield Bond Fund	1,306.4742	62,134.90	81,177,655	62,866.98	82,134,094	85.82
ルクセンブルク	投資信託受益証券	NYLIM GF - US High Yield Corporate Bonds	67.382	181,914.90	12,257,790	184,679.73	12,444,090	13.00
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.83
合計	98.83

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	29,140.00	4,491,921	4,497,884	4.70

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0215	—
10月末日	25	—	1.0996	—
11月末日	53	—	1.0856	—
12月末日	82	—	1.1313	—
2025年 1月末日	95	—	1.1218	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・オルタナティブファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アイルランド	595,111,993	67.94
	日本	10,002	0.00
	小計	595,121,995	67.94
投資証券	ルクセンブルク	260,426,222	29.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	20,353,530	2.32
合計(純資産総額)		875,901,747	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	Jupiter Asset Management Series PLC - Jupiter Merian Global Equity Absolute Return Fund	840,583.531	357.13	300,205,342	365.05	306,860,965	35.03
ルクセンブルク	投資証券	Aviva Investors Sicav - Multi-Strategy Target Return Fund	11,342.474	22,787.40	258,465,562	22,960.26	260,426,222	29.73
アイルランド	投資信託受益証券	UBS Irl Investor Selection PLC - Global Equity Long Short Fund	15,358.965	16,346.17	251,060,402	16,524.00	253,791,691	28.97
アイルランド	投資信託受益証券	Lazard Rathmore Alternative Fund	1,956.703	17,357.25	33,962,996	17,610.91	34,459,337	3.93
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	67.94
投資証券	29.73
合計	97.68

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	140,400.00	21,642,612	21,671,343	2.47
	米ドル	売建	5,685,940.00	892,787,047	875,930,239	△100.00

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	0.9957	—
10月末日	137	—	0.9939	—
11月末日	440	—	0.9972	—
12月末日	700	—	0.9971	—
2025年 1月末日	875	—	1.0032	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・世界リートファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	10,002	0.00
投資証券	ルクセンブルク	389,684,293	99.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,754,106	0.70
合計(純資産総額)		392,448,401	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Cohen & Steers SICAV - Global Real Estate Securities Fund	296,867.26	1,358.85	403,398,891	1,312.65	389,684,293	99.30
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.30
合計	99.30

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0168	—
10月末日	67	—	1.0753	—
11月末日	194	—	1.0625	—
12月末日	305	—	1.0257	—
2025年 1月末日	392	—	1.0148	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・エマージング株式ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アイルランド	268,274,591	95.70
	日本	10,002	0.00
	小計	268,284,593	95.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	12,051,957	4.30
合計(純資産総額)		280,336,550	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	Sands Capital - Emerging Markets Growth Fund	45,533.3932	2,449.59	111,538,445	2,393.66	108,991,689	38.88
アイルランド	投資信託受益証券	Russell Investment Co plc - Acadian Emerging Markets Equity UCITS II	22,562.928	3,656.40	82,499,223	3,633.73	81,987,765	29.25
アイルランド	投資信託受益証券	Skyline Umbrella Fund ICAV - ARGA Emerging Market Equity Fund	268,706.137	286.30	76,932,409	287.65	77,295,137	27.57
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.70
合計	95.70

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	86,500.00	13,333,946	13,351,646	4.76

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0873	—
10月末日	51	—	1.1486	—
11月末日	129	—	1.0874	—
12月末日	221	—	1.1260	—
2025年 1月末日	280	—	1.1089	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳ・コモディティファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	176,841,047	68.20
	アイルランド	80,678,755	31.11
	日本	10,002	0.00
	小計	257,529,804	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,783,196	0.69
合計(純資産総額)		259,313,000	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBS Lux Commodity Index Plus USD Fund	839.267	201,767.80	169,337,057	210,708.92	176,841,047	68.20
アイルランド	投資信託受益証券	Neuberger Berman Commodities Fund	44,882.242	1,716.97	77,061,560	1,797.56	80,678,755	31.11
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.31
合計	99.31

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	60,100.00	9,264,395	9,276,693	3.58

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0495	—
10月末日	43	—	1.1225	—
11月末日	117	—	1.0985	—
12月末日	204	—	1.1513	—
2025年 1月末日	259	—	1.1868	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

【ＦＷ・ＵＢＳプレミアム・エクイティファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アイルランド	173,156,239	61.94
	ルクセンブルク	37,583,298	13.44
	日本	10,002	0.00
	小計	210,749,539	75.38
投資証券	ルクセンブルク	66,691,942	23.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,132,908	0.76
合計(純資産総額)		279,574,389	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	UBS Common Contractual Fund - Global Climate Aware UCITS	8,767.292	19,429.91	170,347,778	19,750.25	173,156,239	61.94
ルクセンブルク	投資証券	UBS (Lux) Key Selection SICAV - Digital Transformation Themes (USD)	2,389.409	18,692.96	44,665,136	19,127.69	45,703,897	16.35
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBS (Lux) Infrastructure Equity Fund	132.916	286,524.09	38,083,637	282,759.77	37,583,298	13.44
ルクセンブルク	投資証券	UBS (LUX) Institutional Sicav - Emerging Markets Equity Passive (USD)	1,029.361	20,459.90	21,060,630	20,389.39	20,988,045	7.51
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,094	0.9906	10,000	0.9909	10,002	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	75.38
投資証券	23.85
合計	99.24

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	54,500.00	8,401,156	8,412,309	3.01

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 9月末日	10	—	1.0340	—
10月末日	52	—	1.1144	—
11月末日	141	—	1.1058	—
12月末日	229	—	1.1542	—
2025年 1月末日	279	—	1.1373	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
◎以下、各ファンドごとに運用実績を掲載いたします。

[FW 日本株式]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	UBS Lux Equity Fund - Japan Sustainable JPY	26.0%
2	ブラックロック日本株式オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	25.2%
3	Ｏｎｅ国内株オープンＦⅡ(ＦＯＦｓ用)(適格機関投資家限定)	18.7%
4	日本株リサーチアクティブファンド(適格機関投資家専用)	14.2%
5	シュローダー日本ファンド(適格機関投資家専用)	14.1%
6	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

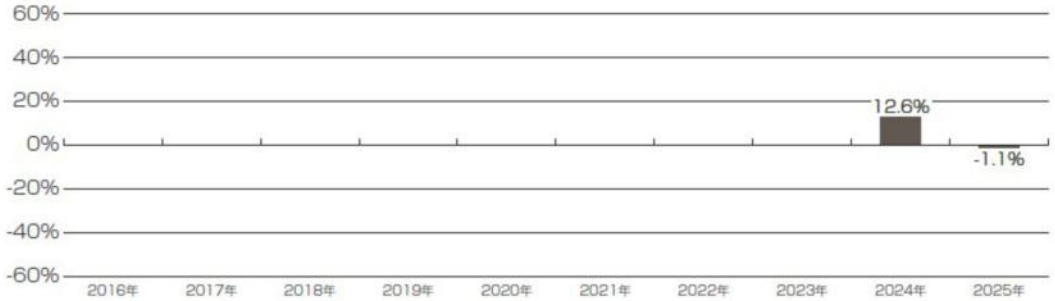

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW 米国株式]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	UBS Lux Equity SICAV - USA Growth USD	25.7%
2	JPMorgan Funds - US Growth Fund	24.8%
3	Brandes Investment Funds PLC - Brandes U.S. Value Fund	19.7%
4	Robeco BP US Large Cap Equities	18.6%
5	MFS Meridian Funds - U.S. Value Fund	10.6%
6	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

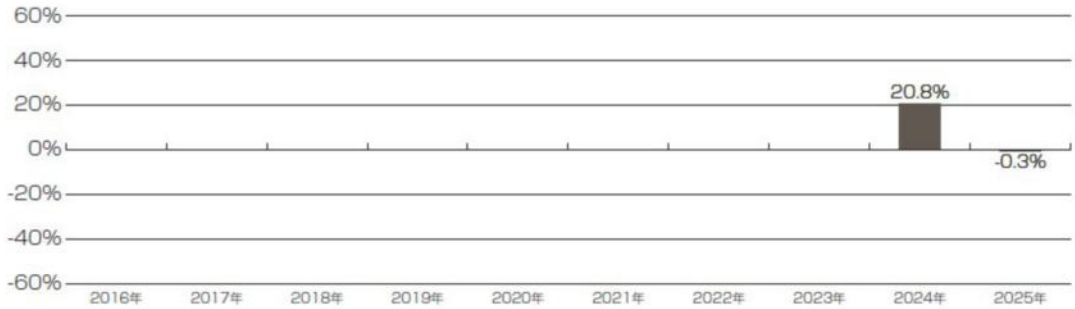

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW 欧州株式]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

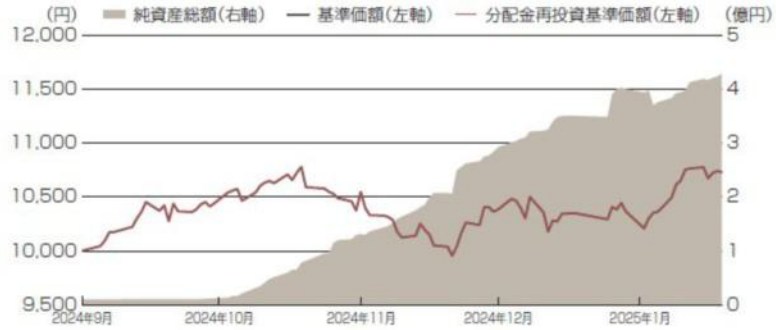

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	JPMorgan Funds - Euroland Equity Fund	99.3%
2	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

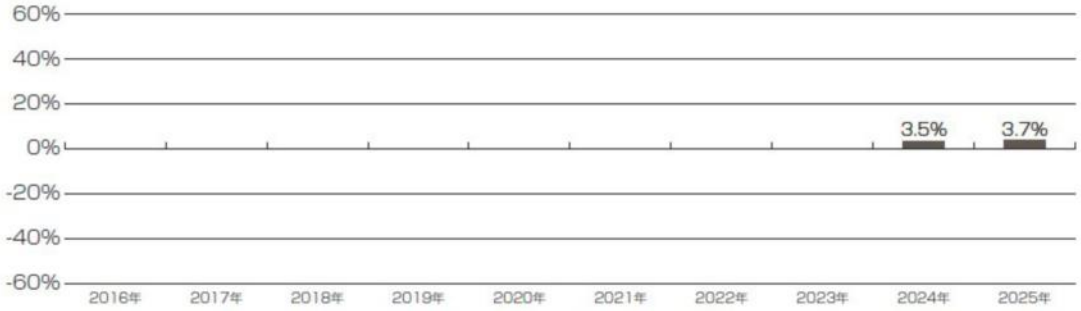

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW 日本債券]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	明治安田FOFs用アクティブ日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	49.1%
2	Ｏｎｅ金利･クレジット型戦略ファンドⅡ(ＦＯＦｓ用)(適格機関投資家限定)	49.1%
3	ＵＢＳ短期円金利プラス･ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

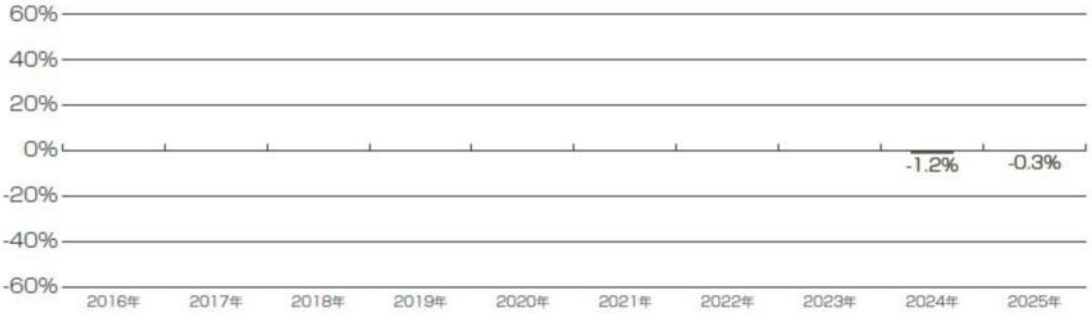

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW 世界債券]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	JPMorgan Funds - Global Aggregate Bond Fund	99.3%
2	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

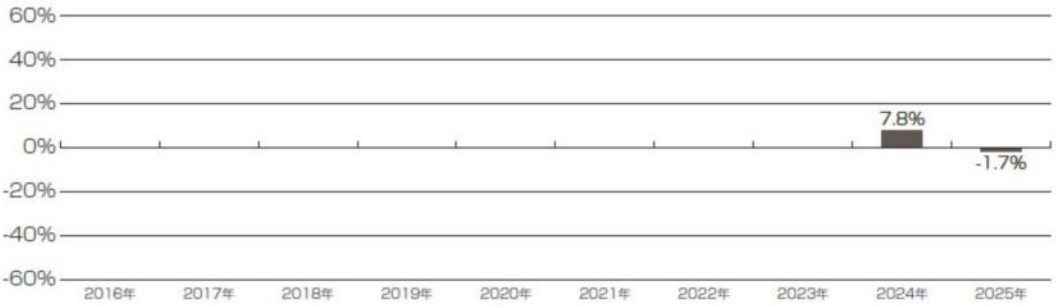

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW ハイ・イールド債券]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	Nomura Funds Ireland - Nomura US High Yield Bond Fund	85.8%
2	NYLIM GF - US High Yield Corporate Bonds	13.0%
3	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

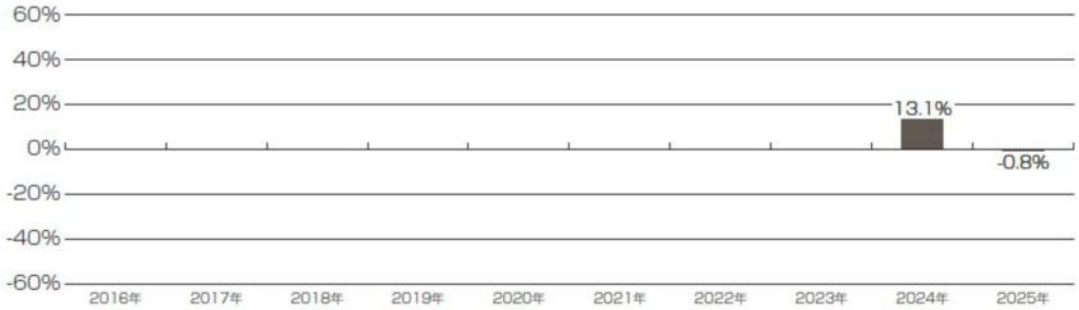

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW オルタナティブ]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	Jupiter Asset Management Series PLC - Jupiter Merian Global Equity Absolute Return Fund	35.0%
2	Aviva Investors Sicav - Multi-Strategy Target Return Fund	29.7%
3	UBS Irl Investor Selection PLC - Global Equity Long Short Fund	29.0%
4	Lazard Rathmore Alternative Fund	3.9%
5	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

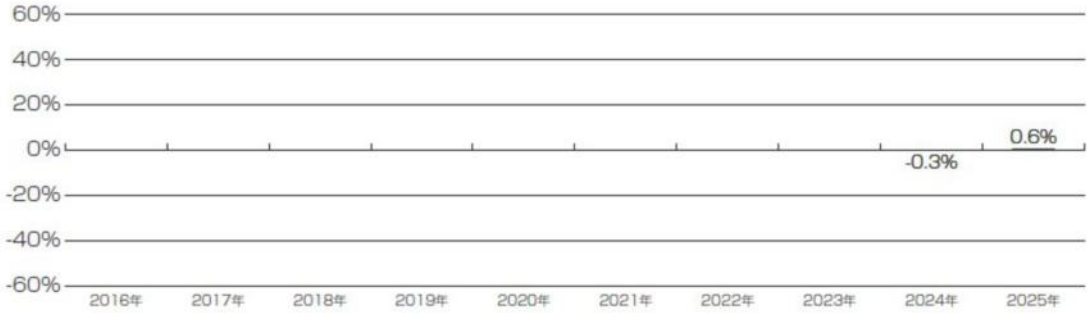

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW 世界リート]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	Cohen & Steers SICAV - Global Real Estate Securities Fund	99.3%
2	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

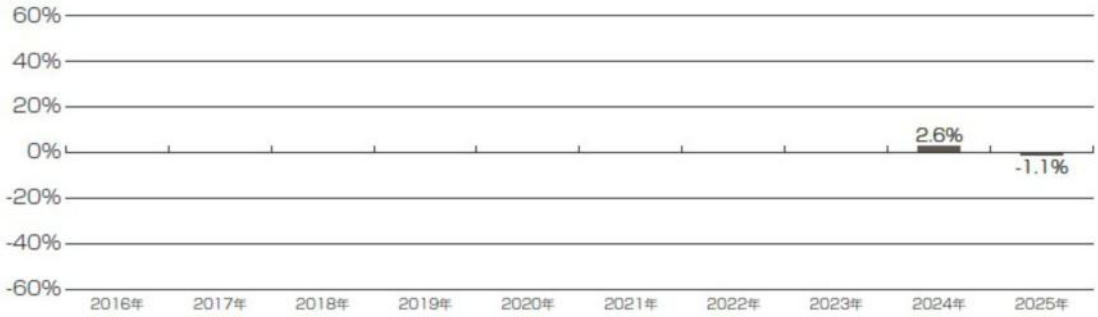

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW エマージング株式]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	Sands Capital - Emerging Markets Growth Fund	38.9%
2	Russell Investment Co plc - Acadian Emerging Markets Equity UCITS II	29.2%
3	Skyline Umbrella Fund ICAV - ARGA Emerging Market Equity Fund	27.6%
4	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

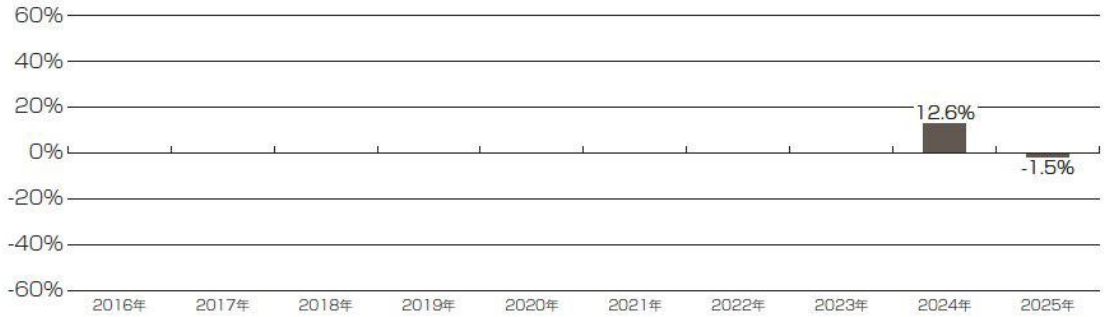

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW コモディティ]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	UBS Lux Commodity Index Plus USD Fund	68.2%
2	Neuberger Berman Commodities Fund	31.1%
3	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

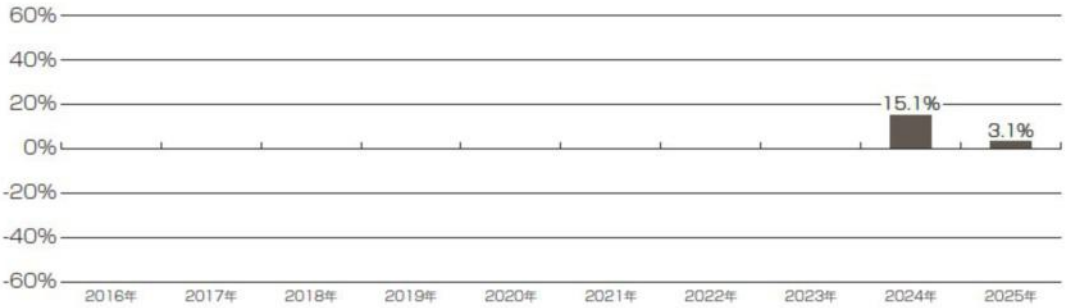

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

[FW UBSプレミアム・エクイティ]

基準価額・純資産の推移(2025年1月31日現在)

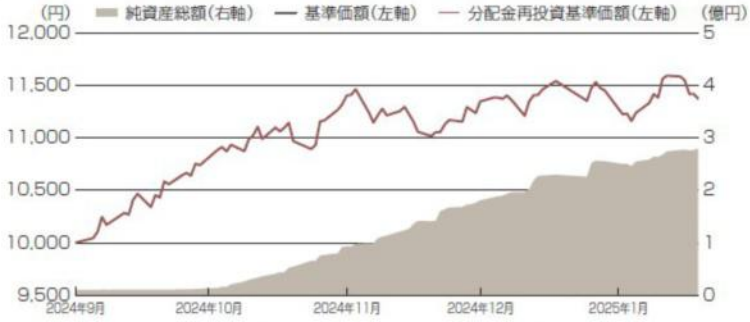

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況(2025年1月31日現在)

投資信託組入配分(対純資産総額比)

	組入ファンド名称	組入比率
1	UBS Common Contractual Fund - Global Climate Aware UCITS	61.9%
2	UBS (Lux) Key Selection SICAV - Digital Transformation Themes (USD)	16.3%
3	UBS (Lux) Infrastructure Equity Fund	13.4%
4	UBS (LUX) Institutional Sicav - Emerging Markets Equity Passive (USD)	7.5%
5	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%

※組入比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2025年1月31日現在)

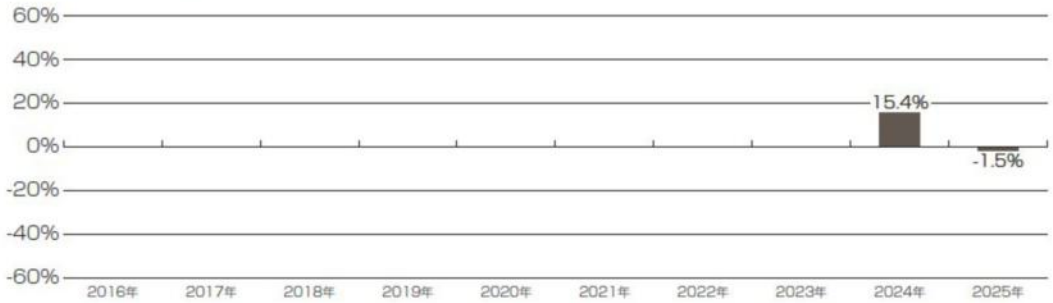

※2024年については当初設定日(2024年9月13日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

＜FW 日本債券＞

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

＜FW 日本株式＞

＜FW 米国株式＞

＜FW 欧州株式＞

＜FW 世界債券＞

＜FW ハイ・イールド債券＞

＜FW オルタナティブ＞

＜FW 世界リート＞

＜FW エマージング株式＞

＜FW コモディティ＞

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

１．取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

２．取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合

（６）申込金額

＜FW 日本株式＞

＜FW 日本債券＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり １円）に取得申込口数を乗じて得た額です。

＜FW 米国株式＞

＜FW 欧州株式＞

＜FW 世界債券＞

＜FW ハイ・イールド債券＞

＜FW オルタナティブ＞

＜FW 世界リート＞

＜FW エマージング株式＞

＜FW コモディティ＞

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり １円）に取得申込口数を乗じて得た額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位（当初元本１口＝１円）
販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止(注)、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込み受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
(注)FW 日本株式および FW 日本債券につきましては「外国為替取引の停止」は対象外となります。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

＜FW 日本債券＞

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

＜FW 日本株式＞

＜FW 米国株式＞

＜FW 欧州株式＞

＜FW 世界債券＞

＜FW ハイ・イールド債券＞

＜FW オルタナティブ＞

＜FW 世界リート＞

＜FW エマージング株式＞

＜FW コモディティ＞

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

１．解約請求日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

２．解約請求日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合

（４）解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

なお、指定投資信託証券における解約制限により、各ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の取消などの影響を受ける可能性があります。

（５）解約価額

＜FW 日本株式＞

＜FW 日本債券＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜FW 米国株式＞

＜FW 欧州株式＞

＜FW 世界債券＞

＜FW ハイ・イールド債券＞

＜FW オルタナティブ＞

＜FW 世界リート＞

＜FW エマージング株式＞

＜FW コモディティ＞

＜FW UBS プレミアム・エクイティ＞

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止(注)、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

(注)FW 日本株式およびFW 日本債券につきましては「外国為替取引の停止」は対象外となります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

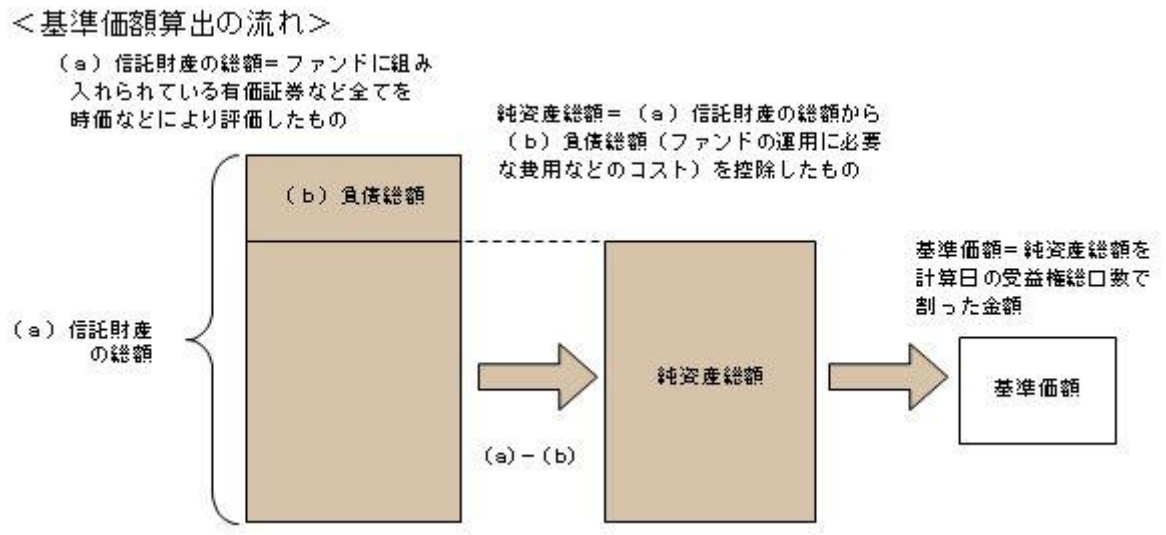

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

国内投資信託証券：原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

外国投資信託証券：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2024 年 9 月 13 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

※ただし、第 1 計算期間は 2024 年 9 月 13 日から 2025 年 6 月 10 日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）信託契約締結日より１年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が 30 億円を下回ることとなったとき

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

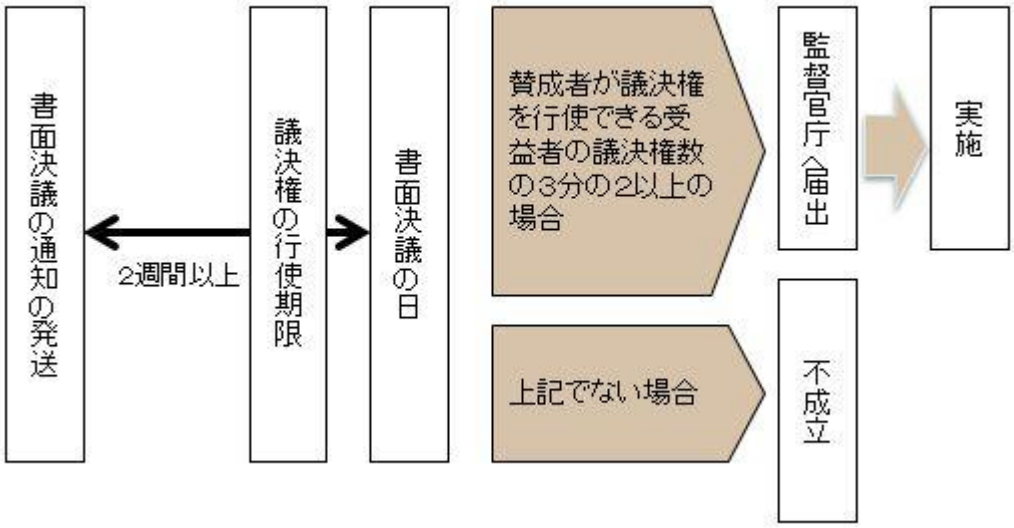

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　https://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。

（２）委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 1月31日現在です。

【ＦＷ・ＵＢＳ・日本株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,339,310,519円
Ⅱ　負債総額	30,014,686円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,309,295,833円
Ⅳ　発行済口数	1,176,360,859口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1130円

【ＦＷ・ＵＢＳ・米国株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,494,418,112円
Ⅱ　負債総額	41,192,434円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,453,225,678円
Ⅳ　発行済口数	1,207,030,312口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2040円

【ＦＷ・ＵＢＳ・欧州株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	445,528,589円
Ⅱ　負債総額	17,036,066円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	428,492,523円
Ⅳ　発行済口数	399,312,732口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0731円

【ＦＷ・ＵＢＳ・日本債券ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,309,262,810円
Ⅱ　負債総額	2,003,439円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,307,259,371円
Ⅳ　発行済口数	1,326,639,519口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9854円

【ＦＷ・ＵＢＳ・世界債券ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	641,159,304円
Ⅱ　負債総額	25,074,393円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	616,084,911円
Ⅳ　発行済口数	581,368,914口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0597円

【ＦＷ・ＵＢＳ・ハイ・イールド債券ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	99,716,012円
Ⅱ　負債総額	4,008,583円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	95,707,429円
Ⅳ　発行済口数	85,316,631口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1218円

【ＦＷ・ＵＢＳ・オルタナティブファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	915,019,174円
Ⅱ　負債総額	39,117,427円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	875,901,747円
Ⅳ　発行済口数	873,068,046口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0032円

【ＦＷ・ＵＢＳ・世界リートファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	401,805,426円
Ⅱ　負債総額	9,357,025円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	392,448,401円
Ⅳ　発行済口数	386,732,742口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0148円

【ＦＷ・ＵＢＳ・エマージング株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	280,480,123円
Ⅱ　負債総額	143,573円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	280,336,550円
Ⅳ　発行済口数	252,813,207口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1089円

【ＦＷ・ＵＢＳ・コモディティファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	269,918,104円
Ⅱ　負債総額	10,605,104円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	259,313,000円
Ⅳ　発行済口数	218,493,946口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1868円

【ＦＷ・ＵＢＳプレミアム・エクイティファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	288,163,597円
Ⅱ　負債総額	8,589,208円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	279,574,389円
Ⅳ　発行済口数	245,833,404口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1373円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年１月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

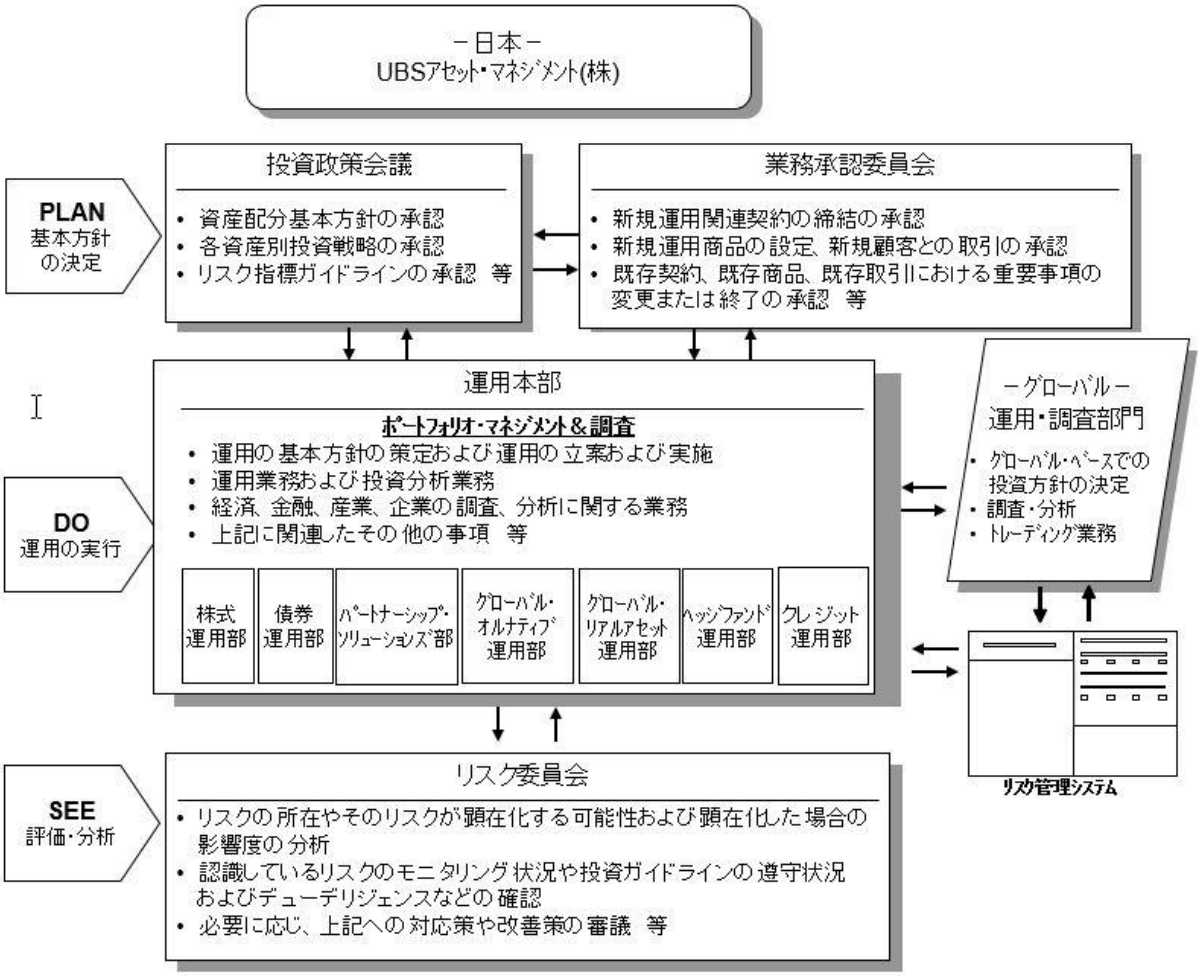

※2025 年 1 月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2025 年 1 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	35	43,055
追加型株式投資信託	77	361,270
合計	112	404,324

3【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２５年3月２４日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　川　井　恵一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　稲　葉　宏　和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２４年1月１日から２０２４年１２月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２４年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）		当事業年度 （2024 年 12 月 31 日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,548,144		2,535,404
未収入金	*1		72,447		184,711
未収委託者報酬			593,096		579,091
未収運用受託報酬	*1		726,267		560,509
その他未収収益	*1		537,360		641,829
前払費用			17,754		18,005
その他			5,264		3,577
流動資産計			4,500,336		4,523,128
固定資産					
投資その他の資産			413,637		498,189
前払年金費用		128,037		223,189	
繰延税金資産		265,600		255,000	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			413,637		498,189
資産合計			4,913,973		5,021,318

期別		前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			59,897		48,296
未払費用	*1		1,169,924		1,306,303
未払消費税等			2,538		10,467
未払法人税等			19,936		82,550
賞与引当金			569,228		645,318
その他			7,094		22,385
流動負債計			1,828,620		2,115,322
固定負債					
退職給付引当金			-		1,411
固定負債計			-		1,411
負債合計			1,828,620		2,116,733
(純資産の部)					
株主資本			3,085,353		2,904,584
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			885,353		704,584
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		335,353		154,584	
繰越利益剰余金		335,353		154,584	
純資産合計			3,085,353		2,904,584
負債・純資産合計			4,913,973		5,021,318

（2）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）		当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			4,411,454		4,005,468
運用受託報酬	*1*2		2,133,967		1,954,971
その他営業収益	*1*3		2,094,215		2,468,820
営業収益計			8,639,637		8,429,260
営業費用					
支払手数料			1,840,518		1,676,399
広告宣伝費			66,474		69,921
調査費			2,906,831		2,669,100
調査費		138,213		128,096	
委託調査費	*1	2,768,618		2,541,003	
委託計算費			200,737		201,221
営業雑経費			63,596		50,092
通信費		547		791	
印刷費		41,830		38,243	
協会費		12,131		9,909	
その他	*1	9,087		1,147	
営業費用計			5,078,159		4,666,734
一般管理費					
給料			2,235,586		2,144,147
役員報酬		203,957		161,936	
給料・手当	*1	1,520,195		1,388,310	
賞与		511,434		593,900	
交際費			6,233		6,429
旅費交通費			32,999		36,934
租税公課			48,950		44,787
不動産賃借料			257,415		243,048
退職給付費用			118,068		96,088
事務委託費	*1		271,366		818,475
諸経費			69,992		52,120
一般管理費計			3,040,611		3,442,032
営業利益			520,865		320,493
営業外収益					
受取利息		9		202	
為替差益		15,637		－	
雑収入		－		38	
営業外収益計			15,646		240
営業外費用					
支払利息	*1	－		2	
為替差損		－		17,632	
雑損失		3,550		6,933	
営業外費用計			3,550		24,569
経常利益			532,961		296,164
税引前当期純利益			532,961		296,164
法人税、住民税及び事業税			130,274		130,993
法人税等調整額			67,350		10,600
当期純利益			335,336		154,571

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

当事業年度　（自　2024 年 1 月 1 日　至　2024 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
当期純利益			154,571	154,571	154,571	154,571
当期中の変動額合計			△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768
当期末残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

［注記事項］
（重要な会計方針）
1.　引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
△2,488 千円	△4,649 千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2.　重要な収益及び費用の計上基準
(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
(3) 成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
(4) その他営業収益
当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1.　繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	255,000

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
現金・預金	1,062,302	1,453,958
未収入金	14,609	14,939
未収運用受託報酬	31	30
その他未収収益	436	325
未払費用	78,542	95,435

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日	当事業年度 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日
運用受託報酬	28	28
営業雑経費 その他	1	－
人件費	－	21
事務委託費	627,004	777,122

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日	当事業年度 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日
投資助言報酬	93,454	153,494

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）
1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）
1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第30期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024年12月31日	第30期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

2024 年 12 月 31 日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,548,144	－
未収入金	72,447	－
未収委託者報酬	593,096	－
未収運用受託報酬	726,267	－
その他未収収益	537,360	－
合計	4,477,316	－

当事業年度（2024 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,535,404	－
未収入金	184,711	－
未収委託者報酬	579,091	－
未収運用受託報酬	560,509	－
その他未収収益	641,829	－
合計	4,501,545	－

（退職給付関係）
前事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）
1.　採用している制度の概要
当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。
当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社、UBS 銀行東京支店及び UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表
（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	△1,084,609
小計	△128,037
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037
退職給付引当金	－
前払年金費用	△128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
（単位：千円）

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注)上記の他、特別退職金 35,558 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.875%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678 千円でありました。

当事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2.　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	△30,654
退職給付の支払額	△60,315
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	△60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	△1,184,000
小計	△221,778
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	△223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	△6,033
数理計算上の差異の費用処理額	△70,455
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.910%

長期期待運用収益率　0.58%

予定一時金選択率 100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358 千円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	24,400	21,400
減価償却超過額	78,300	77,400
資産除去債務	62,400	81,400
未払事業税	6,400	8,200
株式報酬費用	31,900	29,000
退職給付引当金	△25,600	△54,600
賞与引当金	146,200	169,900
その他	3,600	3,300
繰延税金資産小計	327,600	336,000
評価性引当額	△62,000	△81,000
繰延税金資産合計	265,600	255,000

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.36%	9.95%
過年度法人税等	△0.18%	0.45%
評価性引当額の増減	1.88%	6.42%
均等割	0.43%	0.77%
その他	△0.02%	△0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.08%	47.81%

（収益認識関係）

1.　収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
委託者報酬	4,411,454	4,005,468
運用受託報酬	1,934,008	1,740,517
成功報酬（注）	199,958	214,454
その他営業収益	2,094,215	2,468,820
合計	8,639,637	8,429,260

（注）　成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1.　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343 千円	1,234,765 千円	901,073 千円	4,228,182 千円

当事業年度（自　2024 年 1 月 1 日　至 2024 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
1,913,478 千円	1,589,734 千円	920,579 千円	4,423,792 千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,094,243 千円	投資運用

当事業年度（自　2024 年 1 月 1 日　至 2024 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,473,651 千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

前事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス．エイ．ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.4 億米国ドル	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	 4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43 百万スイスフラン	資産運用業	（被所有）直接 100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

（注）1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス．エイ．ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.4億米国ドル	銀行、証券業務	（被所有）間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,453,958
							増加	5,931,641		
							減少	5,539,985		
							運用受託報酬	28	未収入金	14,939
							事務委託費	722,954	未収運用受託報酬	30
							人件費	21	未払費用	85,323
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	（被所有）直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益	325
									未払費用	10,112

（注）1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等
1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	296,988 141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	377,406 243,048 3,288	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	37,280 130,591 38,398	その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	193,080 255,845 20,121	その他未収収益 未払費用	53,615 55,753
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	231,284 1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
	UBS Asset Management (Americas)LLC.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,491,778 663,769 262,084	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	32,891 110,089 19,080	その他未収収益 未払費用	20,462 40,784
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	1,515 65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	61,200 9,437 61,577
	クレディ・スイス証券株式会社	東京都千代田区大手町	39,050百万円	証券業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	105,034	その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月1日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O'Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O'Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。
6. UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス. エイ. ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG ― Zurich (NYSE / SIX 上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）
1株当たり純資産額	142,840円42銭	134,471円52銭
1株当たり当期純利益金額	15,524円82銭	7,156円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）
当期純利益（千円）	335,336	154,571
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	335,336	154,571
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

FW・UBS・日本株式ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・日本株式ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、わが国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、わが国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資は行いません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・日本株式ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 34 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 28 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付けを中止すること、お

よびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 23 条、第 24 条および第 26 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第31条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範

囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 24 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、収益分配金については第 34 条第1項に規定する支払開始日および第 34 条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

ついては原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日と同日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（2025年9月13日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年9月13日

委託者　　UBSアセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱UFJ信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

国内投資信託証券
One国内株オープンFⅡ（FOFs用）（適格機関投資家限定）

国内投資信託証券
シュローダー日本ファンド（適格機関投資家専用）

国内投資信託証券
ブラックロック日本株式オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用）

国内投資信託証券
GIMジャパンマイスターF（適格機関投資家専用）

国内投資信託証券
日本株リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
CSIF (Lux) Equity Japan - QB JPY
（CSIF (Lux) エクイティ・ジャパン - QB JPY）

アイルランド籍外国投資信託証券
Man GLG Japan CoreAlpha Equity - IXX JPY
（マン GLG ジャパン・コアアルファ・エクイティ - IXX JPY）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Equity Fund - Japan Sustainable (JPY) I-A3
（UBS (Lux)　エクイティ・ファンド - ジャパン・サスティナブル (JPY) I-A3）

追加型証券投資信託

FW・UBS・米国株式ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・米国株式ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、米国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、米国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・米国株式ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
JPMorgan Funds - US Growth Fund - I USD
（JPモルガン・ファンズ - USグロース・ファンド - I USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Equity SICAV - USA Growth (USD) - I-A3
（UBS (Lux) エクイティSICAV - USAグロース (USD) - I-A3）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券（米ドル建て）
Robeco BP US Large Cap Equities - I-USD
（ロベコ BP USラージ・キャップ・エクイティーズ- I-USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Brandes U.S. Value Fund - I USD/SI USD
（ブランデスUSバリュー・ファンド - I USDおよびSI USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
MFS Meridian Funds - U.S Value Fund - I1 USD
（MFSメリディアン・ファンズ - USバリュー・ファンド - I1 USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
GQG Partners U.S. Equity Fund - I USD
（GQGパートナーズ US エクイティ・ファンド - I USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
iShares Russell 1000 Growth UCITS ETF - USD
（i シェアーズ　ラッセル 1000 グロース UCITS ETF - USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
iShares Russell 1000 Value UCITS ETF - USD
（iシェアーズ　ラッセル1000バリュー UCITS ETF - USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS・欧州株式ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・欧州株式ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、欧州の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、欧州の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・欧州株式ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Key Selection SICAV - European Equity Value Opportunity - I-A3 EUR
（UBS (Lux) キー・セレクション SICAV - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ - I-A3 EUR）

アイルランド籍外国投資信託証券
GAM Star European Equity - Z EURO
（GAMスター・ヨーロピアン・エクイティ - Z EURO）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
JPMorgan Funds - Europe Equity Fund - I EURO
（JPモルガン・ファンズ - ヨーロッパ・エクイティ・ファンド - I EURO）

アイルランド籍外国投資信託証券
Wellington Strategic Europe Equity - EUR S
（ウェリントン・ストラテジック・ヨーロピアン・エクイティ - EUR S）

アイルランド籍外国投資信託証券
Comgest Growth Europe - EUR I
（コムゲスト・グロース・ヨーロッパ - EUR I）

追加型証券投資信託

FW・UBS・日本債券ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・日本債券ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、わが国の円建ての公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、わが国の円建ての公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資は行いません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・日本債券ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 34 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 28 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付けを中止すること、お

よびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 23 条、第 24 条および第 26 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第31条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範

囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 24 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、収益分配金については第 34 条第1項に規定する支払開始日および第 34 条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

ついては原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日と同日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（2025年9月13日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年9月13日

委託者　　UBSアセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱UFJ信託銀行株式会社

Ⅰ.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

国内投資信託証券
One金利・クレジット型戦略ファンドⅡ（FOFs用）（適格機関投資家限定）

国内投資信託証券
マニュライフFW用 日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）

国内投資信託証券
明治安田FOFs用アクティブ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）

国内投資信託証券
ニッセイ国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）

追加型証券投資信託

FW・UBS・世界債券ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・世界債券ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、世界各国の公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保および着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、世界各国の公社債を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、安定した利子等収益の確保と着実な信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・世界債券ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

アイルランド籍外国投資信託証券
PIMCO Funds: Global Investors Series PLC - Global Bond Fund - INSTITUTIONAL USD
（PIMCOファンズ・グローバル・インベスターズ・シリーズ PLC - グローバル・ボンド・ファンド - INSTITUTIONAL USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
JPMorgan Funds - Global Aggregate Bond Fund - I USD
（JPモルガン・ファンズ - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド - I USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Neuberger Berman Global Bond Fund - I USD
（ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・ファンド - I USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、世界各国のハイ・イールド債券（低格付債）を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、利子等収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、世界各国のハイ・イールド債券（低格付債）を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、利子等収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・ハイ・イールド債券ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

アイルランド籍外国投資信託証券
NOMURA FUNDS IRELAND - US HIGH YIELD BOND FUND - I USD
（ノムラ・ファンズ・アイルランド - USハイ・イールド・ボンド・ファンド- I USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Lord Abbett High Yield Fund - USD I
（ロード・アベット・ハイ・イールド・ファンド - USD I）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
NYLIM GF US High Yield Corporate Bonds - PI USD
（NYLIM GF USハイ・イールド・コーポレート・ボンド - PI USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS・オルタナティブファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・オルタナティブファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行う投資信託証券への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行う投資信託証券への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・オルタナティブファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

アイルランド籍外国投資信託証券
Neuberger Berman US Long Short Equity Fund - I3 USD
（ニューバーガー・バーマン US ロング・ショート・エクイティ・ファンド - I3 USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Virtus GF AlphaSimplex Managed Futures Fund - I USD
（バータス GF アルファシンプレックス・マネージド・フューチャーズ・ファンド - I USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
UBS(Irl)Investor Selection - Global Equity Long Short Fund - USD I A1 PF / USD I A3 PF
（UBS（Irl）インベスター・セレクション - グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド - USD I A1 PF / USD I A3 PF）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
Aviva Investors - Multi-Strategy Target Return Fund - IH USD/MH USD
（アビバ・インベスターズ - マルチ-ストラテジー・ターゲット・リターン・ファンド - IH USDおよびMH USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Jupiter Merian Global Equity Absolute Return Fund - I USD
（ジュピター・メリアン・グローバル・エクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド - I USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Lazard Rathmore Alternative Fund - Z Acc USD
（ラザード・ラスモア・オルタナティブ・ファンド - Z Acc USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
AQR UCITS Funds - AQR Style Premia UCITS Fund - A USD
（AQR UCITS ファンズ - AQRスタイル・プレミア UCITS ファンド - A USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
Heptagon - Kettle Hill US Long Short Equity Fund - Y1 USD
（ヘプタゴン- ケトルヒル US ロング・ショート株式ファンド - Y1 USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS・世界リートファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・世界リートファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、世界各国のリートおよび不動産関連株を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、配当等収益の確保と信託財産の成長を目指して分散投資を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、世界各国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）および不動産関連株を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、配当等収益の確保と信託財産の成長を目指して分散投資を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・世界リートファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
COHEN&STEERS SICAV - Global Real Estate Securities Fund - F USD
（コヘン＆スティアーズ SICAV - グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド - F USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
Nordea 1, SICAV - Global Real Estate Fund - I USD
（ノルディア 1, SICAV - グローバル・リアル・エステート・ファンド - I USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
DWS Invest Global Real Estate Securities - USD FC100
（DWSインベスト・グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ - USD FC100）

追加型証券投資信託

FW・UBS・エマージング株式ファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・エマージング株式ファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、新興国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、新興国の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・エマージング株式ファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
Redwheel Global Emerging Markets Fund - S USD
（レッドホイール・グローバル・エマージング・マーケッツ・ファンド - S USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
ARGA Emerging Market Equity Fund - A USD/CK USD
（ARGAエマージング・マーケット・エクイティ・ファンド - A USDおよびCK USD）

アイルランド籍外国投資信託証券
ACADIAN EMERGING MARKETS EQUITY USITS II - C
（アカディアン・エマージング・マーケッツ・エクイティ USITS II - C）

アイルランド籍外国投資信託証券
Sands Capital Emerging Markets Growth Fund - A USD
（サンズ・キャピタル・エマージング・マーケッツ・グロース・ファンド - A USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS・コモディティファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS・コモディティファンド

―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、コモディティ（商品）およびコモディティに関連する証券（資源株）等を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界のコモディティ価格の上昇による収益の獲得を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、コモディティ（商品）およびコモディティに関連する証券（資源株）等を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界のコモディティ価格の上昇による収益の獲得を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）およびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS・コモディティファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券

UBS (Lux) Commodity Index Plus USD Fund - EB USD
（UBS (Lux) コモディティ・インデックス・プラス USD ファンド - EB USD）

アイルランド籍外国投資信託証券

Neuberger Berman Commodities Fund - I USD/I3 USD
（ニューバーガー・バーマン・コモディティーズ・ファンド - I USDおよびI3 USD）

追加型証券投資信託

FW・UBS プレミアム・エクイティファンド

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
FW・UBS プレミアム・エクイティファンド

―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、株式選定に関わる UBS の運用知見を活用し、世界各国の企業の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資証券または受益権を主要投資対象とします。
※　円建ての短期金融商品および短期債券を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

（２）投資態度
① 主として、株式選定に関わる UBS の運用知見を活用し、世界各国の企業の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
② 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）などを勘定して決定します。
③ 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
④ 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
⑤ 指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
⑥ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
⑦ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management(UK)Ltd）および UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management(Americas)LLC）に運用の指図に関する権限を委託します。
⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、および償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年 6 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
FW・UBS プレミアム・エクイティファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 8,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行およびニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合ならびに取得申込日の翌営業日がロンドン証券取引所もしくはロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行、アイルランドの銀行およびルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合（以下「申込不可日」といいます。）には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付

けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者（第 19 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第 18 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 29 条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第19条　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商　号：UBS Asset Management(UK)Ltd
所 在 地：London, United Kingdom
委託内容：有価証券等および通貨の運用

商　号：UBS Asset Management(Americas)LLC
所 在 地：Delaware, United States of America
委託内容：有価証券等および通貨の運用

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、第34条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託者と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は当該委託者が受ける報酬の範囲内とします。

③　第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払

い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2025年6月10日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）（以下消費税等を含め「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日および第37条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第39条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円または 1 口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より 1 年経過後（2025 年 9 月 13 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 9 月 13 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社

I.　別に定める投資信託証券

前付表「運用の基本方針」および約款第16条に記載する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Security Equity Fund - I-A1
（UBS (Lux) セキュリティーズ・エクイティ・ファンド - I-A1 ）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Infrastructure Equity Fund - I-A1
（UBS (Lux) インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - I-A1 ）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Key Selection SICAV - Digital Transformation Themes (USD) - I-A3
（UBS (Lux) キー・セレクションSICAV - デジタル・トランスフォーメーション・テーマズ - I-A3）

アイルランド籍外国投資信託証券
UBS Common Contractual Fund - Global Climate Aware UCITS - I-N A USD
（UBSコモン・コントラクチュアル・ファンド - グローバル・クライメート・アウェア UCITS - I-N A USD）

ルクセンブルク籍外国投資信託証券
UBS (Lux) Institutional SICAV - Emerging Markets Equity Passive (USD) - I-A1
（UBS (Lux) インスティテューショナル SICAV - エマージング・マーケッツ・エクイティ・パッシブ - I-A1）

UBS